

# 飯山市 景観計画

いいやまの風景づくり

飯山市



# 目次

序. 飯山らしい風景づくりを目指して	
1. 景観計画策定の目的、ねらい	3
2. 景観計画の位置づけ	4
I 飯山市の風景の現況と特性	
1. 風景の骨格と特性	9
2. 風景の基本構造	11
II 風景づくりの基本方針	
1. 基本理念	15
2. 風景づくりの基本方針（景観法第8条第3項関係）	18
III 風景づくりの取り組み	
1. 飯山の良さを知り、風景づくりへの意識を高める	27
2. 風景づくりのルールづくり	29
3. 風景づくりの推進体制	30
4. 地域住民の風景づくり活動と行政の取り組み	32
IV 風景づくりのための行為の制限	
1. 景観計画区域の基準・制限と創造の考え方	35
2. 届出対象行為と手続きの進め方（景観法第16条関係）	35
3. 風景づくりの基準（景観法第8条第2項第2号関係）	37
V 風景づくり推進地区	
1. 風景づくり推進地区の位置づけ	59
2. 風景づくり推進地区の候補地	61
VI 風景資源の保全・活用方策	
1. 風景資源の考え方	65
2. 眺望風景の保全・活用	65
3. 景観重要建造物及び景観重要樹木の保全・活用（景観法第8条第2項第3号関係）	67
4. 景観重要公共施設の指定・整備（景観法第8条第2項第4号関係）	68
資料編	
飯山市景観計画策定委員会 名簿	
飯山市景観計画策定委員会 検討経過	



## 序 飯山らしい風景づくりを目指して



---

# 1. 景観計画策定の目的、ねらい

## (1) 計画策定の背景

飯山市では、これまで「全市公園化構想」を掲げ、「飯山市沿道景観維持に関する指導要綱」による沿道景観の保全や「飯山市景観形成基本計画」の策定により、シンポジウムや景観賞などの普及啓発、花づくりや住民協定による仲間づくりを中心に、風景に対する意識を高める取り組みを進めてきました。

また、長野県では、飯山市を含む近隣7市町村を「高社山麓・千曲川下流域景観育成重点地域」として指定し、平成16年には、景観に関する総合的な法律である「景観法」が国で制定されたことにより、この重点地域の景観育成計画を定めました。これにより、飯山市全域が地域区分され、建築物や工作物などの行為の制限（基準）などが設けられるなど、風景づくりに関する取り組みに一定の成果を挙げてきました。

一方、近年では北陸新幹線の開業に向け、市街地を中心にまちの様子が徐々に様変わりしていることや、良好なふるさとの原風景が残る農村では集落機能の維持が大きな課題となり、新たなまちづくりや地域づくりの必要性が高まってきました。

特に、平成27年春には北陸新幹線飯山駅が開業という最大のチャンスがめぐってきます。飯山市第5次総合計画では「自然と共生する豊かな暮らし」を掲げ、市民一人ひとりが郷土への愛着と自然、風土、文化など豊かな資源から価値を創造するとともに、信越自然郷の広域的なネットワークを通じ、国内外にその価値観を発信し、「訪れたいまち、住み続けたいまち」をつくっていくために、飯山らしい魅力ある風景づくりがより一層求められています。

このような背景のもと、より飯山市の目標と課題に対応した総合的な風景づくりを進めるため、飯山市景観計画を策定することとしました。

## (2) 目的とねらい

飯山市景観計画は、これまで個々に取り組んできた風景づくりの取り組みから、拡がりを重点に置き、良好な風景づくりに関する基本的な考え方や方針及び基準、取り組みのあり方などを明らかにし、市民・事業者・行政の協働による良好な風景づくりの実現を図ることを目的とします。

景観計画のねらいとしては、飯山らしい良好な風景づくりの目指す方向について明らかにし、これらを市民・事業者・行政の間で共有化を進めます。また、良好な風景を市民共通の価値として再認識し、更に活かしていくことへの意識を高め、市民・事業者・行政の協働による良好な風景づくりに関する取り組みを促します。

景観法に基づく景観計画は、景観条例を定めることにより、これまで本市が独自に取り組んできた風景づくりの施策とともに実効性を高めることができます。

## 2. 景観計画の位置づけ

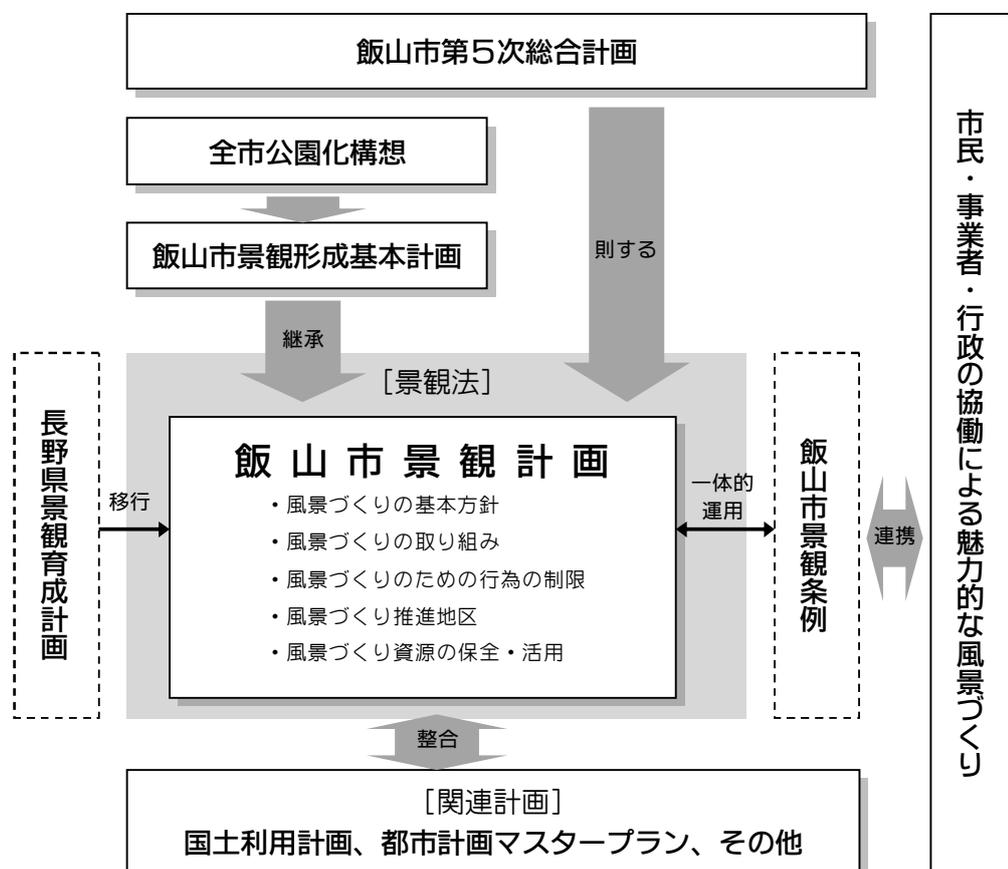
### (1) 景観計画の位置づけ

飯山市景観計画は、景観法に基づく法定計画で、景観法を活用するための法定事項と独自事項を組み合わせることで策定するものです。また、飯山市第5次総合計画（平成25年度～平成34年度）に則し、全市公園化構想、飯山市景観形成基本計画を継承し、「訪れたいまち 住み続けたいまち」を実現するために、必要な風景づくりに関する総合的な方策を示したものとして位置づけるものです。

この計画は、これまでの取り組みや新たな風景づくりの施策に法的根拠を持たせ、今後の市民の意向や社会・経済状況の変化を踏まえ、運用を通じて内容を見直し・充実させていく発展型の計画としていくものです。

なお、風景づくりは、景観法に基づく景観計画や条例だけでなく、関連する様々な法律や、都市計画マスタープランなどの行政計画と連携を図り、市民・事業者の方々の参画と協力を得ながら総合的かつ計画的に推進していきます。

図一 景観計画の位置づけ



---

## (2) 景観形成と風景づくり

飯山市の風景づくりの施策において、これまで「景観形成」を「風景づくり」という言葉に置き換えて表現してきました。「風景」と「景観」という言葉は、「けいき」、「ながめ」といった似た意味を持つ言葉として一般的に扱われますが、「風景」には「その場の情景」といった、人の営みが映し出されたものという意味も含まれています。

飯山市は、人工的で客観的な要素が大きい都市景観より、山並みや田園などの自然景観を対象として、人の営みやその関係性も含めた風土と歴史や文化の表れであり、そこに生活する人々によって創造され、受け継がれてきたものであります。

上記のことを鑑み、飯山市景観計画では、「景観形成」という表現を「風景づくり」に置き換えて計画を策定しています。

## (3) 景観計画の点検・見直し

本計画を実践していく過程で、計画内容を確実に推進するためには、進捗状況を常に確認するとともに、事業の効果を明らかにし、市民等と行政とが情報の共有を図ることが必要です。そのためには、市民等に対して風景づくりの施策の達成状況を常に公開し、必要に応じ市民等及び景観審議会の意見を聴取しながら計画内容の点検、見直しを行います。



# I 飯山市の風景の現況と特性



# 1. 風景の骨格と特性

風景の骨格を形成しているものを、その性質によって4つの類型に整理します。

## (1) 領域を縁取る風景

### ■山並みと山裾斜面に縁取られた風景

風景的な領域を限定する要素とし、山並みや台地及びその斜面の緑が“縁”となります。飯山市の西側では、斑尾山から鍋倉山方面に山並みが連なり、秋津や飯山の市街地、柳原・外様・太田地区の風景を縁取っています。東側では、高社山から万仏山、そして栄村に向けての山並みが、木島や瑞穂地区の風景を縁取っています。この縁取りとなる山裾の斜面には、自然豊かなふるさと風景の背景となっています。



山並みの緑を背景にした田園集落（瑞穂）

## (2) 連続する風景軸（奥行やつながりを感じる道）

### ■山並みや千曲川、田園などの良好な風景が眺められる道

骨格的な風景軸となる道は、人々に無意識のうちに周辺地域とのつながりや奥行を感じさせ、空間を認識する手がかりとして重要な要素となります。市内の主要な道路の多くは、山並みや千曲川、そして田園風景など、沿道からの良好な風景や眺望が得られます。特に国道117号やみゆき野ラインからは、視界がひろがり飯山らしさを感じる風景に出会うことができます。



国道117号の風景（道の駅「花の駅・千曲川」前）

### ■豊かな水辺を感じられる千曲川の風景

飯山盆地を貫流する千曲川は、飯山市全体の背骨となる風景軸になります。市街地に近い河川敷は、レクリエーションの場として市民に親しまれています。また、豊かな水の流れは、周辺の田園風景と共に、飯山盆地の豊かさを連想させてくれます。飯山市を題材とする風景の絵画や写真には、千曲川が無くてはならない要素になっています。



千曲川と国道117号の風景

### (3) 建物の集積、広がりやまとまり

#### ■市街地、寺院群、集落などによるまち並みの風景

現在の市街地は、飯山城を核とした町割と、豪雪地での生活の知恵をとして発達した雁木づくりが基礎となっています。愛宕町は、江戸時代の寺院群を背景に仏壇街としてまちが集積し、歴史的な雰囲気を持つまち並みが形成されています。昔ながらの雁木様式は、愛宕町を除いて殆どが姿を消し、本町などは近代的なアーケードによりまち並みが形成されています。



中心市街地のまち並み風景

#### ■田園や雪原の広がりや集落の風景

飯山市では、早くからほ場整備や国営農場の整備に取り組んだため、郊外や段丘地にまとまった農地が広がっています。この場所では、視界が広がるため、周囲の山並みや緑を背景に、冬の雪原、春から秋にかけて表情を変える水田、菜の花畑など四季折々の雄大な風景をつくり出しています。また、周辺にある集落の家並みとともに、“ふるさとの原風景”と呼ばれる風景を創りだしています。



田園が広がる風景（太田）

#### ■森林が広がる山地の風景

斑尾山から鍋倉山方面の山並みなどには、緑豊かな森林が広がっています。この山地では、新緑や紅葉など四季折々の自然景観を見ることができます。また、富倉地区のように自然と一体化した集落の営みの風景をみることができます。



雪原が広がる風景（太田）



山地に囲まれた集落（大川）

### (4) 目印や方向が分かる風景

#### ■飯山らしい眺望風景

良好な風景を眺められる道や広がりある田園が多く存在することは、そこからの良好な眺望風景も多く存在することを意味しています。そこに映し出されるシンボリックな山や千曲川などは、人が移動する際の方向を教えてください。



国道 117 号からみた高社山

### ■シンボルとなる建造物や樹木など

市街地では、市役所や日赤病院、飯山シャンツェに加え北陸新幹線飯山駅などの建造物が目印（ランドマーク）としての役割を果たしています。また、千曲川にかかる橋は、それぞれが特徴的な形態を持っているため、周囲の風景を印象付けることに貢献しています。



飯山城址公園の復元された南中門

## 2. 風景の基本構造

骨格的な風景の特性と、平地・丘陵・山地といった地形的特色や土地利用の特性等から、風景的なまとまりのある地域を明らかにします。

### (1) 風景の基本構造

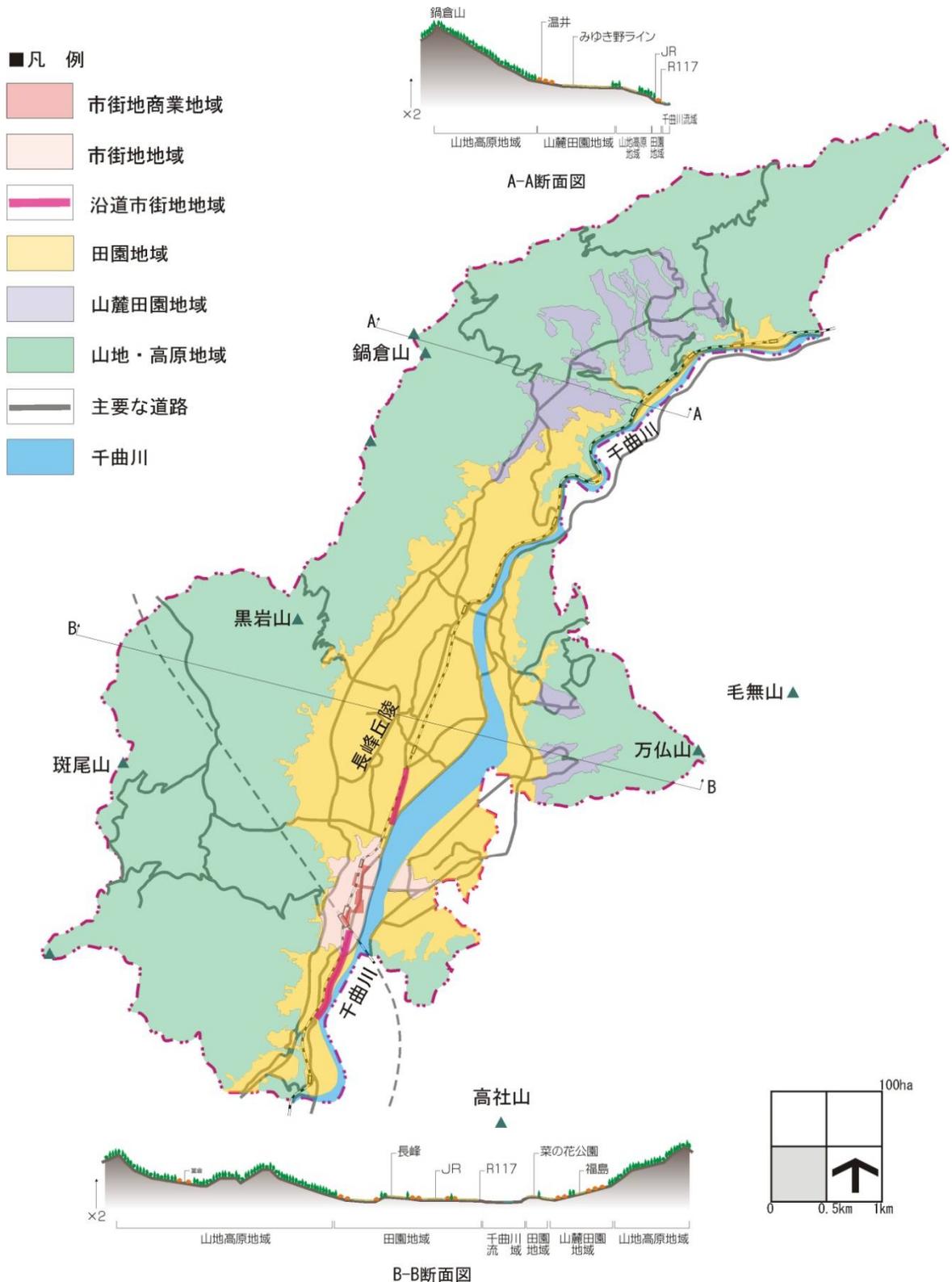
風景の骨格を形成している4つの類型を風景の基本構造図として示します。



図一 風景の基本構造

## (2) 6つの風景地域

風景の基本構造図より、平地・丘陵・山地といった地形的特色や土地利用の特性等から、風景的なまとまりのある6つの風景地域を示します。(風景地域の特性等は、IV風景づくりのための行為の制限に掲載)



図一 風景の地域区分

## Ⅱ 風景づくりの基本方針



# 1. 基本理念

風景づくりの基本方針は、こうあるべきとした根本の考えである基本理念と目標、風景づくりの計画を実行する上での基本的な方向を示す基本方針で表現されます。本計画は、全市公園化構想や飯山市景観形成基本計画（以下、基本計画）の考え方や個々の取り組みを継承しながら、地域の風景の特性を生かし、新たな課題に対応した拡がりを重点に置いた風景づくりを基本方針に定めます。

## （1）基本理念

飯山市の風景を見渡すと森林、河川、田園など純度の高い自然環境や四季折々の魅力ある風景が無数に広がり、先人たちが築いてきた歴史・文化的に重要な資源も多く残されています。この飯山らしい魅力ある風景を、地域固有の財産として大切に守り育て、北陸新幹線飯山駅開業を契機に信越自然郷の飯山ブランドとして生かし、飯山に住む人も、訪れる人みんなが「いいね、いいやま」と声を発してくれるような風景づくりが求められています。

飯山市第5次総合計画の将来像「自然と共生する豊かな暮らし」のもと、市民一人ひとりの手によって、この豊かな資源から新たな価値を創造し、地域が連携し、様々なネットワークを通じ「訪れたいまち、住み続けたいまち」をつくっていくため、基本理念を次のとおり掲げます。

### 自然と共生する豊かな暮らし

～訪れたいまち、住み続けたいまち～ の実現

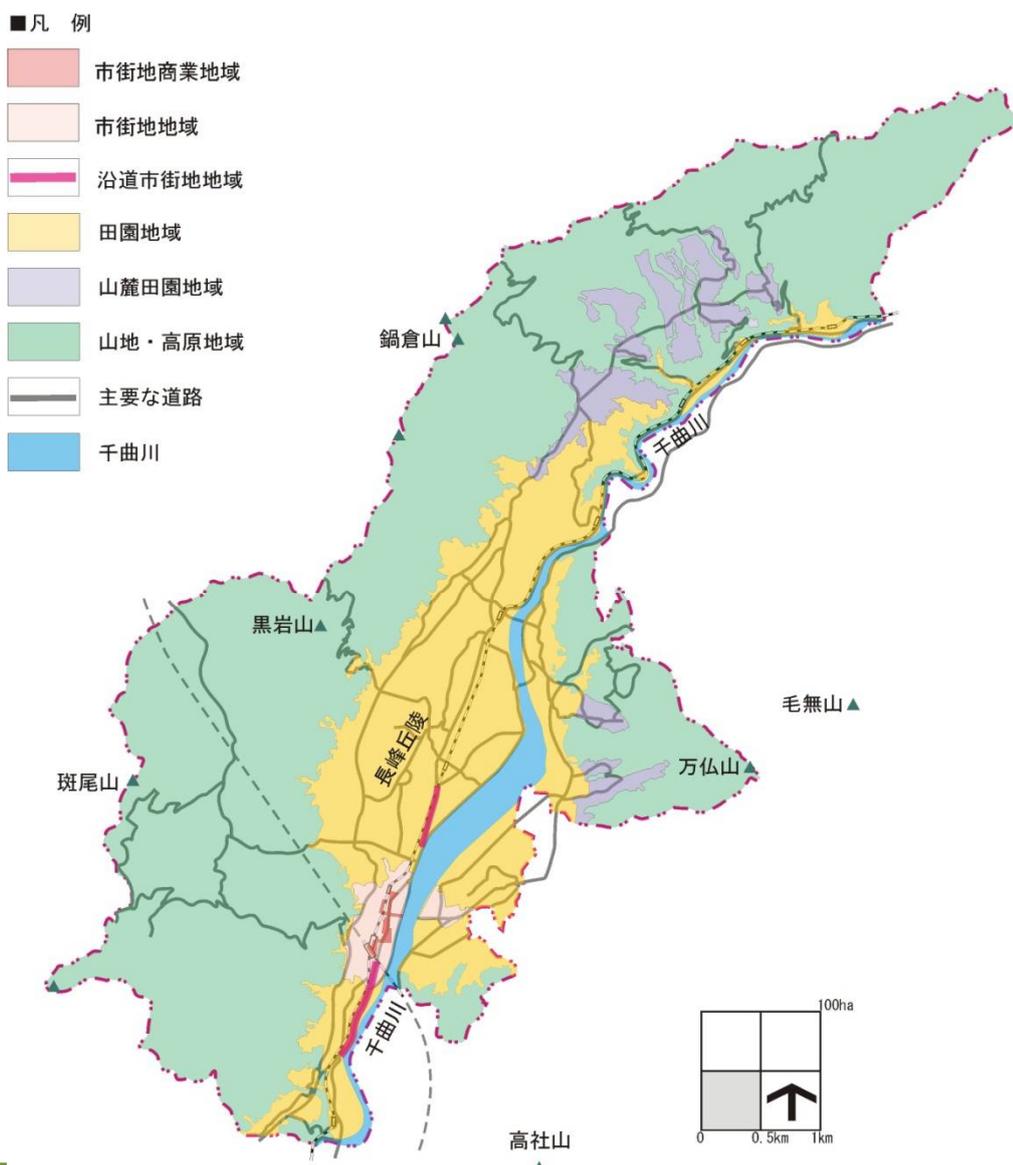


## 2. 風景づくりの基本方針 (景観法第8条第3項関係)

風景づくりの基本方針は、基本理念を受け、市域を風景的な構造の視点から捉えた風景づくりの方針と、風景づくりを進める上で重要な風景要素の方針を定めます。

### (1) 景観計画の区域 (景観法第8条第2項第1号関係)

飯山市は、全市域を対象として、全市公園化構想、基本計画などにより積極的に風景づくりに取り組んできました。また、「高社山麓・千曲川下流域景観形成重点地域」に全市域が含まれ、地域区分と共に地域ごとの方針や規制又は措置の基準が定められています。本計画では、これらの取り組みを継承し、さらに発展させるため、景観計画の区域は、飯山市全域とします。さらに、景観計画の区域は、地理的条件や風景上のまとまりを踏まえて6つの地域に区分します。



図一景観計画の地域区分図

## (2) 基本方針

### ア 基本方針の構成

基本方針は、風景の骨格を形成する風景の縁取りと2つの主な風景軸、6つの風景地域、及び風景資源系に分けて方針を定めます。また、その他重要な風景要素の方針は、歴史・文化資源、まち並みの色彩、屋外広告物に関して方針を定めます。

#### ■風景の骨格

風景を縁取る山並みの緑、市域を貫いて奥行きやつながりを感じる千曲川や主要な道は、人々が風景を認識する手がかりとして重要な風景要素として位置付けられます。

風景の骨格		対象となる要素
風景の縁取り	山並み・緑の縁取り風景	斑尾山から鍋倉山へと連なる山並み、長峰丘陵、高社山、万仏山から毛無山へと連なる山並みと山裾斜面の緑
風景軸	眺めのある道の風景軸	周囲の山並みや田園の眺めがある主要道路 ※飯山市沿道景観維持に関する指導要綱に位置付けられている道路
	千曲川の水辺風景軸	千曲川の河川区域

#### ■6つの風景地域

平地、段丘地、山間地などの地形的特色と風景的なまとまりにより、6つの風景地域に区分することができます。この風景地域は、本計画の地域区分として位置付けられます。

地域区分	対象となる地域
① 市街地商業地域	都市計画用途地域の商業地域、近隣商業地域
② 市街地地域	都市計画用途地域のうち、商業地域、近隣商業地域を除いた地域
③ 沿道市街地地域	国道 117 号の伍位野交差点から北畑交差点までの両側各 100 メートル以内、県道上越飯山線の黄金石入口交差点から小沼三叉路までの両側各 30 メートル以内
④ 田園地域	国土利用計画に示された都市地域と田園地域に相当する地域のうち、①、②、③、⑤を除いた地域
⑤ 山麓田園地域	国土利用計画に示された田園地域に相当する地域のうち瑞穂地区の小菅・福島・神戸・富田、岡山地区の温井・羽広山・土倉・柄山
⑥ 山地・高原地域	国土利用計画に示された森林地域に相当する地域（千曲川流域を除く）

※国土利用計画の田園地域や森林地域に相当する地域は、同計画の土地利用現況図を基に境界を定めます。

#### ■風景資源

風景構造を印象づける風景資源は、幾つかの類型される中で、建築物、樹木、眺望、公共施設についての基本的な方針を定めます。（VI 風景資源に関する基本方針参照）

#### ■その他重要な風景要素の方針

風景づくりを進める上で重要な風景要素である、「歴史・文化資源」、「まち並みの色彩」、「屋外広告物」について基本的な方針を定めます。

## イ 風景の骨格の基本方針

### 山並み・緑の縁取り風景 「地域を縁取る山並み・山肌の緑を背景にした風景づくり」

#### ■風景軸の特性

- ◆ 斑尾山から鍋倉山へと連なる山並み、長峰丘陵、高社山、万仏山から毛無山へと連なる山並みなどは、風景の面的なまとまりある領域を限定し、風景地域の様々な背景となり、飯山固有の風景を感じさせる重要な要素となっています。



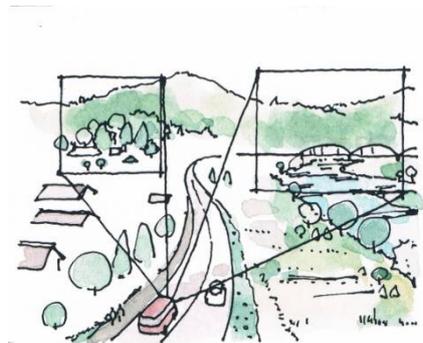
#### ■風景づくりの方針

- ◆ 山並み・山肌の緑の自然景観を常に意識して風景地域の風景づくりに取り組みます。それゆえに山裾の緑などでは、安易な乱開発等にならぬよう配慮し、市街地や集落のまち並みと家並みと一体感のある風景づくりを目指します。

### 眺めのある道の風景軸 「周囲と調和した道沿いの風景づくり」

#### ■風景軸の特性

- ◆ 市内の主な道からは、広がりのある農地と点在する集落、千曲川、鍋倉山や高社山などの山並みなど優れた眺望を楽しむ場所が多くあります。
- ◆ 分かりやすく変化のある道沿いの風景は、自分のいる場所と目的とする場所への方向を知る役割をもっています。



#### ■風景づくりの方針

- ◆ 眺めのある道は、周囲に広がるロケーションを活かした道沿いの風景づくりを目指します。特に「飯山市沿道景観維持に関する指導要綱」に位置付けられた道路については、道沿いの風景の保全や眺望を活かす取り組みを進めます。

## 千曲川の水辺風景軸 「千曲川と川沿いの地域が一体となった魅力的な風景づくり」

### ■風景軸の特性

- ◆ 市内を南北に貫く千曲川は、風景の重要な骨格要素であり、特に眺望風景においては飯山らしさを特徴づける大きな要素となっています。
- ◆ また、水辺の風景、河川敷に広がる農地、堤防沿いのフラワーロード、桜つつみなどの要素も、市民の暮らしにうるおいとやすらぎを与えています。



### ■風景づくりの方針

- ◆ 千曲川の風景は、河川沿いの地域と一体となった風景をつくることから、市街地地域や田園地域などの風景と調和した魅力的な水辺の風景づくりを目指します。特に、河川沿いの建築物や工作物については、広がりある眺望風景を阻害しないようにします。
- ◆ 千曲川にかかる橋については、千曲川の風景の写真や絵画に必ず橋が映しだされているように風景の重要な要素になっています。橋を整備する際には、周辺の風景づくりに細心の注意を払うデザインを目指します。

## ウ 地域区分ごとの基本方針

### 市街地商業地域 「中心市街地の賑わい、もてなしを感じるまち並みの風景づくり」

#### ■地域の特性

- ◆ 本町、愛宕町などの通り毎に商店街を形成している。近年の中心市街地の衰退に伴い空き家や空き地が目立つようになってきている。
- ◆ 2～3階の低層建築物が通り沿いに並び、アーケード又は雁木が設置されて雪国の特徴的なまち並みを有している。
- ◆ 飯山駅周辺は、新幹線及び区画整理によりまち並みの風景が大きく変化しつつある。
- ◆ 愛宕町は寺町に隣接し、仏壇街としてイメージを有するまち並みを形成している。

#### ■風景づくりの方針

- ◆ 飯山市の中心市街地のシンボリックな通りは、商業地としての賑わい、もてなしを感じるまち並みの風景の演出を図ります。
- ◆ 飯山城の城下町、寺町の歴史・伝統的な雰囲気を受け継ぐまち並みを目指します。
- ◆ 中心市街地に点在する観光資源や店舗などを歩いて楽しめるまちづくりを目指します。

## 市街地地域 「豊かな生活環境とうるおいが感じられる風景づくり」

### ■地域の特性

- ◆ 市街地商業地域を取り囲み、低層の戸建て住宅を中心としたまち並みが広がっている。
- ◆ 寺町は、歴史的な雰囲気醸し出している寺社が建ち並び、飯山らしい魅力的な場所である。飯山城址公園も、城跡の石垣やサクラ並木などにより良好な風景を有し、飯山市のシンボリックな存在となっている。
- ◆ 比較的広い敷地に規模の大きな建築物を有している市役所、病院、学校、通信事業者などの公共的施設が点在している。

### ■風景づくりの方針

- ◆ 背景の山並みや周囲の自然環境との調和とともに、道沿いの緑化によりうるおいある市街地の風景づくりを目指します。
- ◆ 積雪期の雪処理と周囲の建築物との調和を考慮しながら、建築物の配置や屋根の形態などの工夫により、住宅地としてまとまりある風景をつくりだします。

## 沿道市街地地域 「周囲の自然環境と賑わいが調和のとれた道沿いの風景づくり」

### ■地域の特性

- ◆ 静岡バイパスなどの幹線道路沿いには、郊外型店舗が集積しており、誘目性の高い建築物の意匠や広告物が見られる。
- ◆ 屋外広告物の制限は「飯山市沿道景観維持に関する指導要綱」などで一定の効果を上げている。しかしながら、のぼり旗などが乱立して目立っている。
- ◆ 建築物は、平屋建ての陸屋根形式が多い。

### ■風景づくりの方針

- ◆ 飯山市の市街地へ導く幹線道路として、背景に見え隠れする山並みや周囲の自然環境と調和し、飯山市の個性と魅力的な道沿いの風景づくりを目指します。
- ◆ 広い幅員の道路と交通量の多い自動車、広い駐車場などにより無機質な風景になりがちな道沿いに対して、シンボルとなるような高木の適正な配置などにより、うるおいある風景づくりを進めます。

## 田園地域 「豊かな緑と集落が調和したふるさと感じられる風景づくり」

### ■地域の特性

- ◆ 柳原から太田、常盤、木島、秋津地区などに広がる農地が集落と一体となり、自然と調和した風景を構成している。
- ◆ 集落は、道沿いに民家が列状・塊状に分布し、地域の風土に調和したまとまりある居住地の風景が形成されている。
- ◆ 近年は耕作放棄地も見られ、空き家や放置された倒壊家屋なども見受けられる。

### ■風景づくりの方針

- ◆ 鍋倉山や高社山などの山並み、広がりのある田園、豊かな緑を有する集落などが調和し、雪国の気候や風土に培われたふるさとの原風景ともいえる田園風景の維持に努めます。
- ◆ 集落や民宿街の中では、道沿いの緑化などによりうるおいある田園の暮らしを演出します。

## 山麓田園地域 「丘陵地や扇状地に広がる田園と歴史・文化が融合する風景づくり」

### ■地域の特性

- ◆ 岡山地区の温井や柄山などの丘陵地に広がる広い農地と集落は、鍋倉山を代表とする山並みに囲まれながらも視界が広がる風景を構成している。冬の豪雪地帯としての風景を含め、飯山市の固有の風景である。
- ◆ 同様に、瑞穂地区の小菅、福島は扇状地に広がる農地と集落の風景は、周囲の自然環境と歴史的資源を含めて飯山市の固有の風景を構成している。
- ◆ 近年は耕作放棄地も見られ、空き家や放置された倒壊家屋なども見受けられる。

### ■風景づくりの方針

- ◆ 岡山地区の丘陵地に広がる田園は、鍋倉山を始めとした山並み、広がりのある田園、斜面緑地を後背となる集落などが調和したやすらぎのある風景の保全に努めます。
- ◆ 小菅神社へ向かう道沿いに形成された小菅の集落、万仏山へ向かう道沿いに形成された福島集落などは、歴史的な雰囲気のある家並みの連続性の保全に努めます。

---

## 山地・高原地域 「山あいの自然環境と調和したリゾート地や集落の風景づくり」

### ■地域の特性

- ◆ 他地域より標高が高く、比較的急傾斜地にある樹林などの自然性が高く、富倉地区などの山あい集落、及び斑尾高原スキー場を中心としたリゾート地が存在している。
- ◆ 山あいにある集落は、伝統的な民家や歴史的資源のある風景を有している。しかしながら、近年は耕作放棄地も見られ、空き家や放置された倒壊家屋なども多く見受けられる。
- ◆ スキー場などのリゾート地は、活況な時期につくられた欧米風なペンションやホテルなどの建築物が多く存在する。しかしながら、近年のスキー人口の減少を反映して、空き家、空き店舗が増え、観光やまち並みのイメージとしてマイナスとなっている。

### ■風景づくりの方針

- ◆ 自然環境と調和した保健休養地、リゾート地が育成されるよう、建築物等の建設や開発などの行為に際しては、良好な自然環境の保全・活用を図り、優れた風景を阻害しないよう努めます。
- ◆ 富倉地区などの山あいにある集落の風景が維持されている地域では、集落の営みを維持していくという根本的な課題と共に良好な家並みの保全を目指します。

### (3) 風景のその他重要な要素の方針

#### 歴史・文化資源 「歴史・文化資源の保全とその周辺のまち並みや家並みと調和」

##### ■風景づくりの方針

飯山市の中には、飯山城址、寺町、小菅集落など歴史・文化的資源が残されている特徴的な区域が存在します。この歴史が感じられる風景には、それぞれの時代の文化を担ってきた先人たちが、飯山の地形や四季折々に変化のある自然環境を活かしながらかつくり上げてきた建築物や構造物、祭りなど無形文化によって歴史・文化が引き継がれてきています。

歴史・文化が感じられる風景を更に後世に引き継げるよう、歴史・文化資源の保存計画とその周辺のまち並みや家並みと調和が図れる取り組みを進めます。

##### ■取り組みのあり方

- ◆ 歴史的・文化的資源が残されている特徴的な区域については、地元住民の合意に基づき「風景づくり推進地区」などの指定を目指し、一体的に風景づくりに取り組みます。
- ◆ 文化的景観保全計画などが策定された地区は、本計画との連携を図りながら効果的な風景づくりにつなげます。
- ◆ 祭りなどの無形文化も地域を彩る風景のひとつとして考え、四季の事物や行事のことを考えた風景づくりに取り組みます。

#### まち並みの色彩 「自然豊かな風土と調和した建築物や工作物の色彩」

##### ■風景づくりの方針

まち並みにおける色彩は、風景づくりを進める上で重要な要素です。まち並みの色彩には、花や緑など季節により移り変わるもの、信号や案内のように重要な情報を伝えるもののように美しく際立てる要素（アクセントカラー）と、建築物の壁や屋根の大部分のように周辺の融和させるべき要素（ベースカラー）があります。この二つの要素が秩序良く保たれている状態が美しい風景と言えます。

色彩は、飯山らしさをも表します。美しいまち並みをつくるには、自然豊かな飯山市の風土に配慮し、個々の建築物や工作物がお互いに秩序が保たれた関係で調和を図り、生活に必要な情報や花や緑などが映えるように計画します。

##### ■取り組みのあり方

- ◆ 地域の特性を踏まえた基準と推奨色を示したガイドラインを作成し、これを基に良好なまち並みをつくれます。
- ◆ 色彩は、色の組み合わせ、色の大きさなどの関係性により、基準や推奨色だけでは計

---

れない場合があります。難しい色彩の案件については、アドバイザー制度などを活用してより良い色彩を創造します。

## 屋外広告物 「屋外広告物の効果的な掲出と基準の適正な運用」

### ■風景づくりの方針

屋外広告物は、良好な風景づくりを進める上で重要な要素であることから、屋外広告物の効果的な掲出を行えるような制限と創造を導きます。屋外広告物の具体的な制限と創造については、次に掲げる項目を基本的な考え方とし、屋外広告物法のもとに「長野県屋外広告物条例」や、既存の「飯山市沿道景観維持に関する指導要綱」を本計画に位置付け適正な運用を図ります。また、将来に向けては、市独自の屋外広告物条例を制定していきます。

### ■取り組みのあり方

- ◆ 建築物と一体的なデザインとし、周囲のまち並みと調和した大きさ、位置などに配慮した基準を定めます。良好な山並みの眺望や田園風景が望める道路沿いなどについては、表示面積や高さなどに配慮した基準を定めて制限と創造を導きます。
- ◆ 商店街や観光地などについては、歩きながら見て楽しめ、もてなしを感じる屋外広告物の掲出を目指します。
- ◆ 飯山市全体の風景イメージとして、けばけばしい色づかいや、光源で動きのあるものを避けた屋外広告物を目指します。

### Ⅲ 風景づくりの取り組み



# 1. 飯山の良さを知り、風景づくりへの意識を高める

## (1)「玄関先から仲間たちへ」の更なる推進

風景づくりを進めるには、住民が自ら風景の良さや魅力を認識し、愛着を持つことが大切です。飯山市は、「玄関先から仲間たちへ」をテーマに、いいやま景観賞、フラワーロード、景観シンポジウムなどの取り組みを行ってきました。これらを更に継続するとともに、子どもたちの風景への関心を高める取り組みをいっそう強化し、更なる展開を図ります。

いいね  
いいやま  
いいところ

風景づくりの仲間の輪を広めたい  
そしてそんな声にこたえたい。  
私も風景づくりの仲間になりたい。  
一緒に取り組む仲間の輪を広めたい。  
飯山市には、みなさんのそんな想いに応える制度があります。



### いいやま景観賞

風景づくりの仲間たちをみんなでほめよう  
景観の視点からすぐれた建物や取り組みなどを表彰します。あなたも風景づくりの仲間となつてもっと高めあていきませんか。



### フラワーロード

沿道の花いっぱい飾ってみよう  
みんなで一緒に花の街道をつくりませんか。自分たちの手で育てた花たちが、道行く人の目をたのませてくれることでしょう。



### 「花と緑のふるさとづくり」の会

身近なところから花と緑を育てていこう  
地域に道ばたや空き地を利用して花と緑を育てましょう。そこから始める魅力あるふるさとづくりに、あなたも参加してみませんか。



### 景観形成住民協定

景観のルールを地域みんなで考えよう  
快適で住みやすいまちづくりの第一歩として、地域の景観をより良くする取り決めを、そのまちのみんなで結んでみてはいかがでしょうか。



### 景観シンポジウム

風景をみんなで語ろう  
風景について、いろんな視点からとらえなおす絶好の機会です。お互いの持つ風景論を語り合ってみましょう。

飯山市ホームページより

## (2)「風景づくりの仲間たち」の展開

飯山市の良好な風景づくりは、道沿いの花づくりやあぜ道の草刈りなどを日ごろから行っている人々（仲間たち）が支えています。飯山市はこれまで、風景を支えている仲間たちを紹介し、一緒に取り組む輪を広げてきました。この取り組みを継続し、更なる展開を図ります。

### 風景づくりの仲間たちの活動例



下高井農林高校

公共空間を生徒たちがデザインし、道行く人をも楽しませます。



市内小中学校

学校の環境美化の一環で行われている花づくりは、花フェスタにも出展されています。



瀬木区

民宿のおかみさんを中心に、風景づくりを通じて交流を深めています。



菜の花さかせるかい

おぼろ月夜の里を甦らせた瑞穂の有志たち。菜の花まつりは春の風物詩となっています。



小菅の里保護委員会

風通しの良い交流。それが歴史と文化の息づく日本のふるさとを支えています。



千曲川花の里山風景街道

国道117号の沿線地域が連携し、美しい風景づくりに取り組んでいます。



中央通り（北町・田町地区）

景観形成住民協定

道路拡幅を契機に城下町にふさわしいまちなみをつくっていきます。



四ツ屋区

育てたサクラを肴に酒を酌み交わす。ここには楽しいコミュニティが芽生えています。



愛宕寺町つくろう会

古きよき伝統の宿る寺町。雁木通りには、いま、新たな息吹がふきこまれています。

---

## 2. 風景づくりのルールづくり

### (1) 条例の適正な運用による建築物や工作物の誘導

景観計画区域（全市域）の建築物や工作物等については、本計画に定める風景づくりの基準に沿った創造ができるように条例を制定し適正に運用します。条例の運用に際しては、必要な審議を行う「景観審議会」を設置します。

屋外広告物に関しては、当面、現行の「飯山市沿道景観維持に関する指導要綱」を本計画に位置付けて運用を図ります。今後は、その運用をより有効なものにするため、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）に基づく条例の制定を検討し、屋外広告物の有効な掲出のあり方や方法を掲げます。

### (2) 風景づくりガイドラインの作成・周知

本計画に定める風景づくりの基準を、図や絵を用いてイメージ的に表現したものや、推奨する色彩、モデル的な意匠のデザインなどがあると、広く市民や事業者理解が得やすくなります。風景づくりを分かりやすく解説する「風景づくりガイドライン」を作成し、市民への周知や風景づくりの現場で活用を図ります。

### (3) 専門家の育成・派遣制度の検討

より質の高い建築物等のデザインの創造や、住民協定を締結する際の合意形成を図るには、専門家によるアドバイスや支援が欠かせません。建築、造園、花づくりなど風景づくりに関係する専門家を「風景アドバイザー」として指定・育成し、風景づくりに取り組む地域などへ派遣する仕組みを検討します。

### (4) 景観形成住民協定

風景づくりの活動を広げるためには、隣同士の住民をはじめ、同じ目的をもった仲間を増やしていくことが大切です。通りや地区単位で、建築物や工作物、緑化など風景づくりに関する自主的なルールを定め、みんなでそれを守り、取り組んでいく住民協定を推奨し、それぞれの地域の特性や個性に応じたまとまりのある風景づくりを進めます。

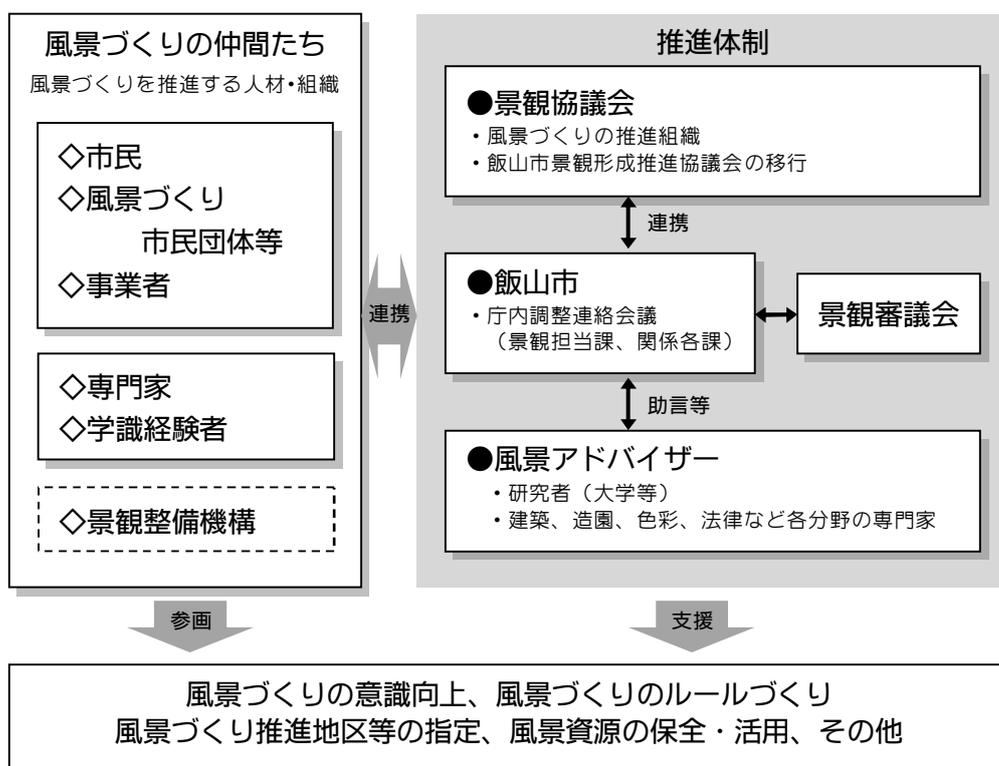
なお、長野県景観条例（平成4年長野県条例第22号）第32条第1項の規定に基づいた、長野県知事の認定を受けている景観育成住民協定（現在、市内6団体）は、景観行政団体移行に際し、飯山市長の認定を受けた飯山市景観形成住民協定とします。

### 3. 風景づくりの推進体制

#### (1) 景観計画の推進体制

良好な風景づくりを推進するためには、本計画に基づき、市民、事業者、行政などが協働して取り組みができる体制をつくります。特に景観協議会等が推進体制の中心となり、積極的な風景づくりに取り組みます。

図－風景づくりの推進体制



#### (2) 景観計画に関わる組織体制の役割

##### ア 景観協議会（景観法第15条関係）

良好な風景づくりに向けて関係する様々な立場の組織が、特定の事項に関する協議・情報交換をする場として設置します。主に公共等施設の整備に関する事項や市内の風景づくりやそのルールづくり、市民の意識づくりなどに積極的に取り組みます。景観協議会は、現在の飯山市景観形成推進協議会を母体として移行を検討します。

##### イ 風景アドバイザー

建築、造園、花づくりなど風景づくりに関係する専門家を「風景アドバイザー」として指定・育成し、風景づくりに取り組む地区や団体などに対し必要に応じて派遣します。

---

また、届出を要する行為を審査する際に、建築、造園、色彩などに関して技術的な課題が生じた場合に、行政の相談に応じ、解決策の提案やその他アドバイスを行う役割を担います。

#### ウ 庁内調整連絡会議

行政施設、道路、公園などの公共施設は、地域の景観の特性を活かした先導的な整備が求められるとともに、世界に誇れる美しい農村風景を今後も保全し活用を図っていくために、景観行政を担当する所管部局と関係部局で組織する庁内調整連絡会議を設け、いっそうの連携や調整を図り風景づくりを推進します。

#### エ 景観審議会

景観計画の策定や変更など、市長が諮問する風景づくりに関する重要な事項の調査・審議を行います。また、景観計画の進行管理や具体的施策の提言も行います。

#### オ 風景づくり市民団体

飯山市には、「自分たちが住んでいる地域をより美しく、訪れる人たちには気持ちよく」という意識をもった多くの仲間たち（団体）が、花づくりなどで主要な道路や民有空間で、自主的な運営として風景づくりに貢献しています。その団体を風景づくり市民団体として認定し、活動意欲を高め、風景づくりに対する取り組みを進めます。

#### カ 景観整備機構（景観法第92条関係）

風景づくりに関わるNPO法人や公益法人を景観整備機構として指定し、景観に関する調査研究、市民や事業者への情報提供、技術者の派遣、景観重要建造物や樹木の管理などを行います。

## 4. 地域住民の風景づくり活動と行政の取り組み

地域における良好な風景づくりは、日ごろより住民自らが出来ることから地域や団体単位で取り組むことが大切です。取り組む内容によっては行政支援もあるので上手く活用することが肝心です。また行政は、地域住民の風景づくり活動のニーズを捉えて支援策を柔軟に運用又は新しい施策をつくっていく必要があります。

地域住民の活動例	行政の取り組み例
<ul style="list-style-type: none"> <li>●個人による自主的活動</li> <li>・家の周りや田畑の維持管理（草刈り、清掃）</li> <li>・敷地周りの緑化（生垣、花づくり）</li> <li>・周りの景観に合せた建築や広告物、設備機器の目隠し</li> <li>・空き家、廃屋の撤去</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飯山市空き家等の適正管理に関する条例</li> <li>・花修景活動地域支援補助金</li> <li>・飯山まち並修景整備モデル事業</li> <li>・元気づくり支援金等の県支援事業の活用</li> <li>・協議会及び住民協定設置に関する支援</li> <li>・風景づくり推進地区への支援（案）</li> <li>・風景アドバイザーの派遣（案）</li> <li>・風景づくり団体等への表彰（案）</li> <li>・飯山市屋外広告物条例（案）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域や団体による活動</li> <li>・ゴミゼロ運動、落書き撤去、地域清掃</li> <li>・伝統的な建造物（寺社、石造物等）の保全</li> <li>・街路樹の保全や沿道の緑化、花づくり</li> <li>・商店街や歴史的地区のまち街並みづくり</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●自主的なルールづくり</li> <li>・まちづくりの話し合い（協議会等）</li> <li>・住民協定（景観形成住民協定）の検討及び締結</li> </ul>	

## IV 風景づくりのための行為の制限



# 1. 景観計画区域の基準・制限と創造の考え方

良好な風景づくりを進めるため、景観計画区域内で風景要素となっている建築物の建築や工作物の建設などを行う場合には、本計画で定める風景づくりの基準を基本に、制限と創造により良好な風景へと導きます。

## 2. 届出の対象行為と手続きの進め方（景観法第 16 条関係）

### (1) 届出が必要な行為及び規模

景観計画区域内において、届出(法第 16 条第 1 項)を要する行為は下表のとおりとします。

		行為の種類	行為の規模	
景観計画区域	建築物	① 新築・増築・改築・移転	床面積が 20 m <sup>2</sup> を超えるもの 又は高さが 13m を超えるもの	
		② 外観の変更、若しくは模様替え又は色彩の変更	変更面積が 25 m <sup>2</sup> を超えるもの	
	工作物	新設、増築、改築、若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	③ プラント類、自動車車庫（建築物とならない機械式駐車装置）、貯蔵施設類、処理施設類 <sup>*1</sup>	築造面積が 20 m <sup>2</sup> を超えるもの
			④ 電気供給施設・通信等施設 <sup>*2</sup>	高さが 8m を超えるもの 又は築造面積が 20 m <sup>2</sup> を超えるもの
			⑤ ③④以外の工作物	高さが 5m を超えるもの
	⑥ ①から⑤までの建築物又は工作物の外観に公衆の目を引くための形態・色彩・その他意匠 <sup>*3</sup>		面積が 3 m <sup>2</sup> を超えるもの	
	⑦ 土石の採取又は鉱物の掘採		面積が 300 m <sup>2</sup> を超えるもの 又は生じる法面・擁壁の高さが 1.5m を超えるもの	
	⑧ 土地の形質の変更 <sup>*4</sup>		面積 300 m <sup>2</sup> を超えるもの 又は生じる法面・擁壁の高さが 1.5m を超えるもの	
	⑨ 屋外における物件の堆積 <sup>*5</sup>		高さが 3m を超えるもの 又は面積が 100 m <sup>2</sup> を超えるもの	

※1 プラント類:コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの

貯蔵施設類: 飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設

処理施設類: 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

※2 電気供給施設・通信等施設: 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 9 号に規定する「電気事業」のための施設又は電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する「電気通信」のための施設

※3 営利を目的としないもの及び表示期間が 30 日以下のものを除く

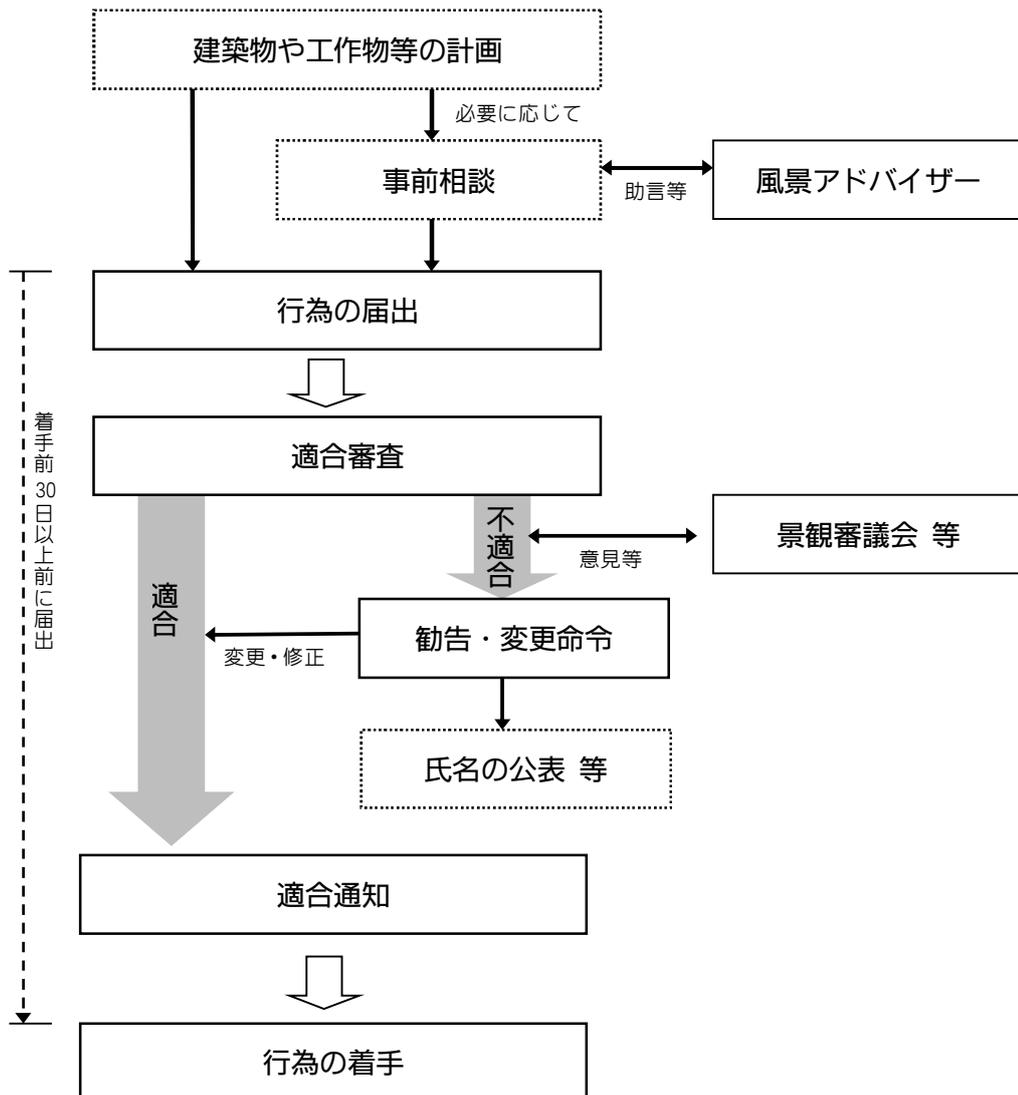
※4 土地の形質の変更: 都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為及び、景観法施行令第 4 条第 1 号に規定する土地の形質の変更（土砂の採取又は鉱物の採掘を除く）

※5 土砂、廃棄物、資材等が高く積み重なった状態をいう

## (2) 手続きの進め方

届出対象行為は、行為の着手前（30日以上前）に飯山市へ届出をし、原則として届出から30日以内は工事を着手できません。（ただし、審査による適合日以降は着手可能です。）また、風景づくりの基準に適合しない場合は、必要に応じて勧告や変更命令を行うことができます。

図一 届出対象行為の手続きの流れ



## (3) 特定届出対象行為

良好な風景づくりのために、届出対象行為のうち、建築物及び工作物の届出対象となるすべての行為を、特定届出対象行為（景観法第17条第1項）とします。届出行為の内容が景観計画に定める共通基準や地域ごとに示す風景づくりの基準に適合しない場合は、変更命令を行うことができます。

### 3. 風景づくりの基準（景観法第8条第2項第2号関係）

風景づくりの基準は、建築物や工作物における特定の外観意匠や土地の形質の変更等の基準となる「共通基準」と、6つの風景地域で定めた「地域基準」の2つの基準で構成されています。

#### (1) 共通基準

行為の種類		基準
建築物又は工作物の外観に公衆の目を引くための形態・色彩・その他意匠	位置	① 道路からできるだけ後退させること。 ② 建築物等の屋上への掲出は控えること。
	意匠・形態・規模	① 周辺の風景に調和する意匠・形態とし、必要最小限の規模とすること。 ② 周辺の建築物や樹木等の高さを超えないこと。
	材料	① 周辺の風景と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくい素材を使用すること。 ② 反射光のある素材は原則として使用しないこと。
	色彩(照明を含む)	① けばけばしい色彩とせず、周囲の風景と調和する落ち着いた色彩を基調とすること。 ② 使用する色数はできるだけ少なくすること。 ③ 光源で動きのあるものは、原則として避けること。
土地の形質の変更	変更後の土地の形状、修景、緑化等	① 土地の形質変更は最小限にとどめ、やむを得ない場合でも法面ができるだけ生じないように緩やかなこう配とし、緑化に努めること。 ② 擁壁を必要とする場合は、材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の風景との調和を図ること。 ③ 敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するように努めること。
土石の採取及び鉱物の掘採	採取等の方法、採取等後の緑化等	① 周辺から目立ちにくいよう、採取等の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。 ② 採取等後は周囲の自然環境と調和した緑化等により修景すること。
屋外における物件の集積又は貯蔵	集積、貯蔵の方法及び遮へい等	① 物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。 ② 道路から見えにくいように遮へいし、その際には植栽などを行い周辺の風景に調和するように努めること。

## (2) 地域基準

### ア 市街地商業地域

#### ■地域区分の概要

- ◆ 飯山市の中心市街地における、都市計画用途地域の商業地域、近隣商業地域

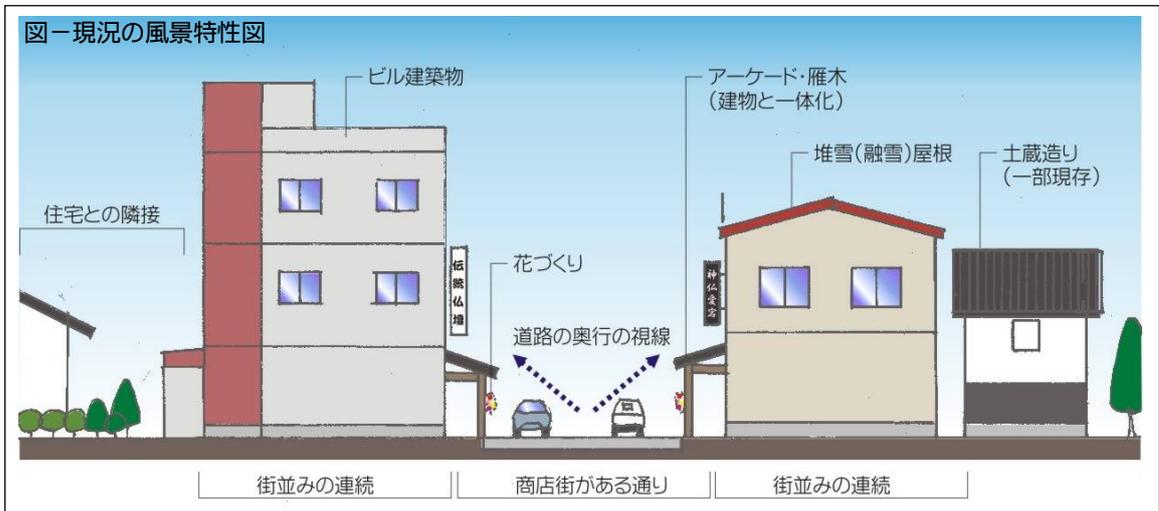
#### ■地域の特性

- ◆ 本町、愛宕町などの通りごとに商店街を形成している。近年の中心市街地の衰退に伴い空き家や空き地が目立つようになってきている。
- ◆ 2～3階の低層建築物が通り沿いに並び、アーケード又は雁木が設置され、雪国の特徴的なまち並みを有している。
- ◆ 飯山駅周辺は、新幹線及び区画整理によりまち並みの風景が大きく変化しつつある。
- ◆ 愛宕町は寺町に隣接し、仏壇街としてイメージを有するまち並みを形成している。



#### ■主な景観資源

風景の骨格要素	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商店街：本町通り、愛宕町通り、仲町通り、がんぎ通り（上町）</li> <li>・飯山駅周辺地区（区画整理）</li> </ul>
風景資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雁木</li> <li>・駅前広場（現駅舎、山門）</li> </ul>
地域の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・花と緑の取り組み</li> <li>・景観形成住民協定</li> </ul>



## ■風景づくりの問題点と方向性

行為	問題点（こうなってほしくない）	風景づくりの方向性（どうしたらよいか）
建築物・工作物	<b>配置・規模</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>沿道の建築物は、アーケードや雁木と一体となり連続したまち並みが形成している。沿道に駐車場や空き地、後退した住宅などが増えると、賑わいあるまち並みの連続性がますます失われることが懸念される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アーケードや雁木と沿道の建築物が一体となり連続したまち並みをつくる。</li> <li>沿道の建築物は2～3階でスカイラインが揃うようなまち並みをつくる。</li> <li>駐車場は、連続したまち並みを壊さないように配置や出入り口の工夫をする。</li> </ul>
	<b>意匠・形態・材料</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>新建材の発達により多種多様な意匠や材料の建築物が現れ、結果的にまち並みとしてのまとまりが希薄になっていく恐れがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アーケードや雁木の上部は周囲の風景に馴染むよう落ち着いた意匠とし、低層部については、賑わいを感じる空間の演出と連続性をつくる。</li> <li>外壁等の材料は、通りのイメージを演出できる質感のある材料を用いる。</li> </ul>
	<b>色彩</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>建て替えや増築する際、外壁などの色彩は個人の好みで選定され、結果的にまち並みとしてのまとまりに欠ける恐れがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アーケードや雁木より上部は、落ち着いた色彩を用い、低層部は賑わいを感じながらも、周囲から突出しない配色を考える。 （マンセル値<sup>*1</sup>等の色彩を規定せず、参考で色彩・配色を提示する。難しい案件についてはアドバイザー制度等を活用する。）</li> </ul>
	<b>緑化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>通りには街路樹や植栽マスがないため、花づくりの活動がないとうるおいに欠けたまち並みとなることが懸念される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の正面には、プランターやハンギングバスケットなどを利用した花や緑の演出を図る。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>木製常夜灯が傷んでいる。アーケードの錆や汚れが目立つ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理主体である商店街の風景づくりとして取り組む。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>商店街の沿道では、空き店舗や空き地（駐車場化）が目立っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心市街地の活性化対策として、空き店舗の活用やまちなか居住などの取り組みを進める。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>回遊性あるまちづくりが遅れている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>案内・サインの充実、回遊を連携する拠点の整備など観光とまちづくりの面で総合的に取り組む。</li> </ul>

※1 マンセル値とは、1つの色を色相（いろあい）、明度（あかるさ）、彩度（あざやかさ）という3つの属性の組み合わせによって表現される値

## ■風景づくりの基準

行為の種類	基準	
建築物・工物の新築・増築・改築・移転又は外観の変更	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 通りに面する壁面は出来る限り揃え、アーケードや雁木がある場合は一体となるように努めること。</li> <li>② 1階の正面は、活気を生みだす屋外空間をつくるため、軒下ができる空間を生み出すよう努めること。</li> <li>③ 堆雪スペース等は、積雪期以外における周辺風景との調和に配慮すること。</li> <li>④ 電柱、鉄塔類はできるだけ目立たない位置に設置すること。</li> <li>⑤ 駐車場はできるだけ通りから見えない位置に配置すること。やむを得ず設ける場合は、通りからの出入り口を1か所にし、まち並みの連続性を確保すること。</li> </ul>
	規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 周辺の基調となるまち並みから著しく突出した印象を与えない規模、建築物等と敷地の釣り合い、高さとする。</li> <li>② 建築物の高さは低層<sup>*1</sup>を基本とし、周囲のまち並みの連続性に配慮し、中層<sup>*2</sup>とする場合は壁面を後退させること。</li> </ul>
	意匠・形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 建築物のファサード<sup>*3</sup>は、周囲の風景に調和し、連続して見えるような意匠・形態とすること。</li> <li>② 低層部は、賑わいの演出とともに地域の歴史や文化を感じる意匠・形態とすること。</li> <li>③ 屋根の形状は、できるだけ堆雪型で緩いこ配屋根にするように努めること。</li> <li>④ 規模が大きい建築物は、大規模な平滑面が生じないよう、壁面の陰影等の処理、屋根、開口部等の意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し、周囲との調和を図ること。</li> <li>⑤ 屋上の設備は外部から見えないよう、壁面やルーバーで覆う等の工夫をすること。</li> <li>⑥ 屋外階段、ベランダ、パイプ類等の付帯設備や付帯の広告物等は、煩雑な印象を与えないよう、デザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。</li> </ul>
	材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 周囲の建築物と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。</li> <li>② 反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 外壁などの基調色は、けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色調とすること。</li> <li>② 屋根の色は青色系を避け、できるだけ茶色系（落ち着いた赤）、黒色・灰色系とすること。</li> <li>③ 多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。</li> <li>④ 店舗の照明は、温かみのある光源を用い、店舗内や店先の演出に努めること。</li> <li>⑤ 光源で動きのあるものは、原則として避けること。</li> </ul>
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 敷地内に優れた樹木等がある場合は、可能な限り保存若しくは移植し、修景に生かすこと。</li> <li>② 建築物の正面には、花づくりの活動などにより緑化に努めること。建築物等の周囲は積雪、堆雪等の状況を考慮した上でできるだけ緑化すること。</li> <li>③ 緑化に使用する樹種は、地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。</li> </ul>

※1 低層とは、1～3階（高床式住宅を含む）程度の高さ。

※2 中層とは、4～5階程度の高さ。

※3 ファサードとは、通りから可視できる建物の正面、外観。

## イ 市街地地域

### ■地域区分の概要

- ◆ 飯山市の中心市街地における、都市計画用途地域の第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、工業地域、準工業地域商業地域

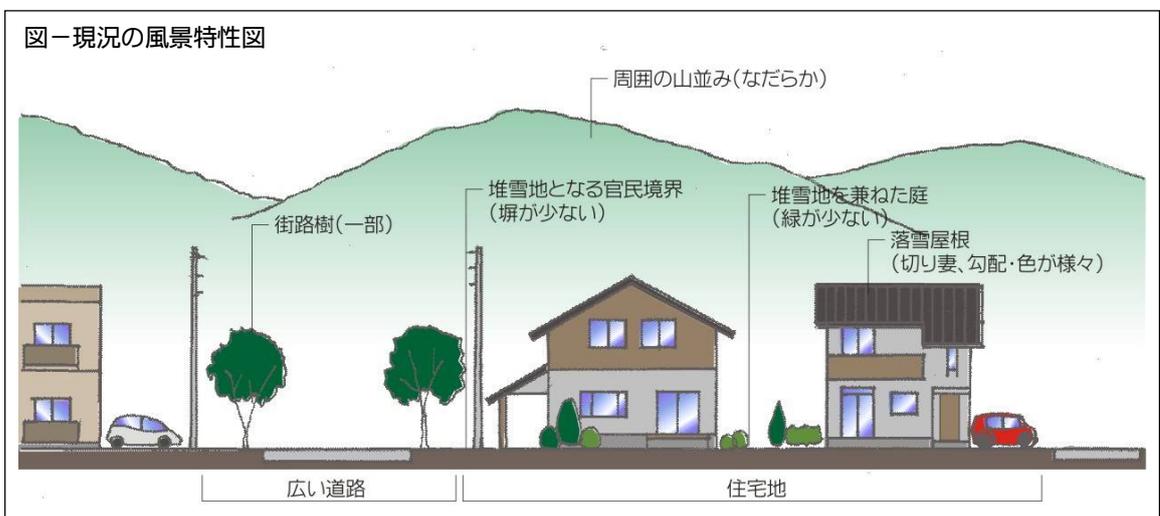
### ■地域の特性

- ◆ 市街地商業地域を取り囲み、低層の戸建て住宅を中心としたまち並みが広がっている。
- ◆ 寺町は、歴史的な雰囲気醸し出している寺社が建ち並び、飯山らしい魅力的な風景を形成している場所である。飯山城址公園も、石垣やサクラ並木などにより良好な風景を有し、飯山市のシンボリックな存在となっている。
- ◆ 比較的広い敷地に規模の大きな建築物を有している市役所、病院、学校、通信事業者などの公共的施設が点在している。



### ■主な風景資源

風景の骨格要素	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 後背となる西側の斜面緑地</li> <li>・ うるおいを感じさせる千曲川</li> </ul>
風景資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寺町の寺社、石碑、巨木</li> <li>・ 飯山城址公園</li> <li>・ 雁木の残る民家</li> <li>・ 市営飯山シャンツェ</li> </ul>
地域の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 花と緑の取り組み</li> <li>・ 景観形成住民協定</li> </ul>



## ■風景づくりの問題点と方向性

行為	問題点（こうなってほしくない）	風景づくりの方向性（どうしたらよいか）
建築物・工作物	<b>配置・規模</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>道沿いでは、敷地の正面にゆとりがあっても、上手く活用（緑化）されていないため、うるおいに欠けた沿道風景となることが懸念される。</li> <li>比較的規模の大きい建築物は、主に学校や病院などの公共建築物である。集合住宅などの大規模な建築物が出来た場合、違和感のあるまち並みになる恐れもある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道沿いは、花や緑によりまち並みの連続性が保たれ、うるおいが感じられるようにゆとりある前面空間をつくる。</li> <li>規模の大きい建築物は、周囲の風景に違和感を与える突出した印象とならないように配置の工夫をする。</li> </ul>
	<b>意匠・形態・材料</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>高床式と呼ばれるコンクリート基礎部をかさ上げた様式、新建材の発達により多種多様な意匠や材料の建築物が現れ、結果的にまとまりが希薄なまち並みになっていくことが懸念される。</li> <li>屋根は、個々の敷地の状況に応じて屋根方向や形態を決めている場合が多く、まとまりに欠けたまち並みとなることが懸念される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高床式にした建築物のコンクリートのむき出し部は、外壁仕上げの工夫や緑化などで周囲の風景と調和を図るようにする。（飯山の風土と風景に調和する建築物のモデルイメージをつくる。）</li> <li>屋根の向きや勾配は、出来る限り揃えるようにする。</li> </ul>
	<b>色彩</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>新築や建て替えをする際、外壁などの色彩は個人の好みで選定され、結果的にまとまりに欠けるまち並みとなることが懸念される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物や工作物の色彩は、周囲の山並みや緑に調和するものをつくる。</li> <li>屋根の色は少なくとも青色系を避け、周囲の風景に調和した色彩とする。（参考で色彩・配色を提示する。難しい案件についてはアドバイザー制度等を活用する。）</li> </ul>
	<b>緑化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内の周りは、積雪期の堆雪場となるため、積極的な緑化や生垣などが図られずまち並みのうるおいが希薄となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>少なくとも接道部に、積極的な緑化を行う。（雪処理に影響の少ない花や緑の樹種や配置を提案する。）</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>新幹線の橋脚の色が不自然で周囲のまち並みと調和しない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>樹木を植えるなど新幹線の橋脚が視線に入らないように周辺のまち並みと調和させる工夫を検討する。</li> </ul>

## ■風景づくりの基準

行為の種類	基準	
建築物・工作物の新築・増築・改築・移転又は外観の変更	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 接道部に緑化が図れるよう、前面にゆとりある空間を設けること。</li> <li>② 建築物の周囲は、屋根の方向と積雪期の堆雪、積雪期以外の緑化などを考慮してゆとりある空間を設けること。</li> <li>③ 敷地内に樹木や河川、水辺等がある場合は、これらを生かせる配置とすること。</li> <li>④ 周辺の山並みへの眺望や、付近のランドマークとなる建築物等への眺望を極力阻害しない配置とすること。</li> <li>⑤ 電柱、鉄塔類はできるだけ目立たない位置に設置すること。</li> </ul>
	規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 周辺の基調となるまち並みから著しく突出した印象を与えない規模、建築物等と敷地の釣り合い、高さとする。</li> <li>② 建築物の高さは低層<sup>※1</sup>を基本とし、周囲のまち並みの連続性に配慮し、中層<sup>※2</sup>とする場合は圧迫感を生じさせないように努めること。</li> </ul>
	意匠・形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 周囲の建築物等の形態との調和に努めること。高床式にする場合は、開口部や意匠の工夫により周囲との調和に特に留意すること。</li> <li>② 屋根の形状は、できるだけ周囲の屋根方向と揃えたこ配屋根にするように努めること。</li> <li>③ 規模が大きい建築物は、大規模な平滑面が生じないよう、壁面の陰影等の処理、屋根、開口部等の意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し、周囲との調和を図ること。</li> <li>④ 屋上の設備は外部から見えにくいよう、壁面やルーバーで覆う等の工夫をすること。</li> <li>⑤ 屋外階段、ベランダ、パイプ類等の付帯設備や付帯の広告物等は、煩雑な印象を与えないようデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。</li> <li>⑥ 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。</li> </ul>
	材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 周辺の風景と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。また、できるだけ木が見えるような素材使いに努めること。</li> <li>② 反射光のある素材を使用する場合は周囲との調和に十分配慮すること。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 外壁などの基調色は、けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色調とすること。</li> <li>② 屋根の色は青色系を避け、できるだけ茶色系（落ち着いた赤）、黒色・灰色系とすること。</li> <li>③ 照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意し、過度なものとならないように留意すること。</li> <li>④ 光源で動きのあるものは、原則として避けること。</li> </ul>
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 敷地内に優れた樹木等がある場合は、可能な限り保存若しくは移植し、修景に生かすこと。</li> <li>② 沿道にうるおいを与えるため、接道部を出来る限り緑化すること。建築物の周囲は、積雪、堆雪等の状況を考慮した上でできるだけ緑化すること。</li> <li>③ 駐車場、自転車置き場等を設ける場合は、道路から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。</li> <li>④ 緑化に使用する樹種は、地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。</li> <li>⑤ 河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の風景に配慮すること。</li> </ul>

※1 低層とは、1～3階（高床式住宅を含む）程度の高さ。

※2 中層とは、4～5階程度の高さ。

※3 ファサードとは、通りから可視できる建物の正面、外観。

## ウ 沿道市街地地域

### ■地域区分の概要

- ◆ 郊外型店舗が出店及び今後も出店すると思われる幹線道路の沿道(一部都市計画区域外)

### ■地域の特性

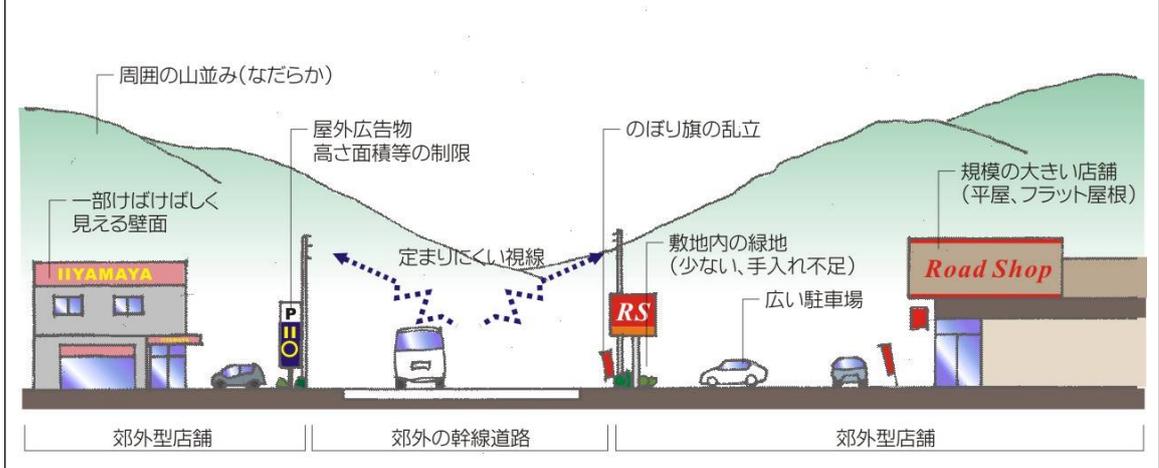
- ◆ 静間バイパスなどの幹線道路沿いには、郊外型店舗が集積しており、誘目性の高い建築物の意匠や広告物が見られる。
- ◆ 屋外広告物の制限は「飯山市沿道景観維持に関する指導要綱」などで一定の効果을 上げている。しかしながら、制限のないのぼり旗などが乱立して目立っている。
- ◆ 建築物は、平屋建ての陸屋根形式が多い。



### ■主な風景資源

風景の骨格要素	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 後背となる周辺の山並み（高社山）</li> <li>・ うるおいを感じさせる千曲川</li> <li>・ 幅員の広い幹線道路</li> </ul>
風景資源	—
地域の取り組み	市要綱等に従った建物等の色彩、広告物の設置、緑化等の協力

図一 現況の風景特性図



## ■風景づくりの問題点と方向性

行為	問題点（こうなってほしくない）	風景づくりの方向性（どうしたらよいか）
建築物・工作物	<b>配置・規模</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>開発指導基準により道路から少なくとも5m以上後退しているものの、前面の広い駐車場が沿道風景全体にうるおいに欠けた印象を与えている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>よりうるおいある沿道風景とするため、前面のゆとりある空間には、より積極的な緑化を図る。</li> <li>規模の大きい建築物は、周囲の風景に違和感と突出した印象にならないような配置と工夫をする。</li> </ul>
	<b>意匠・形態・材料</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な建築物は、平屋建てであっても大きな壁面をつくり、屋根は陸屋根で大きなパラペット<sup>※1</sup>を立ち上げる傾向にある。誘目性の高い建築物により、ますます周囲の山並みと調和しない沿道風景となることが懸念される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の間取りや壁面の分節化により、誘目性の高い大きな壁面を作らないようにする。</li> <li>店舗のイメージを示す意匠部分は、一定の高さ範囲に配置し、その他の外壁部分は周囲の風景との調和を図る。</li> <li>屋根は出来る限り勾配屋根とする。</li> </ul>
	<b>色彩</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>外壁は、店舗のイメージカラーである色彩を取り入れて個々を主張するため、ますますまとまりや周囲の山並みと調和しないまち並みとなることが懸念される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>店舗のイメージカラーを使用する場合は、高さの一定範囲、又は壁面に対する割合をできるだけ小さくする。その他、基調となる外壁の色彩は、周囲の風景と調和するものを使用する。（参考で色彩・配色を提示する。難しい案件についてはアドバイザー制度等を活用する。）</li> </ul>
	<b>緑化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>規模の大きな敷地では、一定の緑地が義務化されているが、僅かな花や緑では目立たない沿道風景となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>沿道にうるおいを与えることができるよう、道路に近い場所に高木を含めた緑化を行う。（樹種や高木の配置方法などのモデルイメージを提案する）</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>市要綱は法的権限がなく、あくまで指導による誘導となっているため、指導を無視した行為が懸念される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例化を検討し、法に基づいた規制誘導をしていく。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外広告物や建築物等の後退などは、一定の成果は認められるが、その反面のぼり旗が乱立するようになってしまっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例化を検討し、法に基づいた規制誘導をしていく。</li> </ul>

※1 パラペットとは、建物の屋上やバルコニーなどの周囲に壁を立ち上げる形でつくられるもの。

## ■風景づくりの基準

行為の種類	基準	
建築物・工作物の新築・増築・改築・移転又は外観の変更	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 周辺の山並みへの眺望を極力阻害しないよう道路から後退した配置とすること。大規模行為にあっては、特に支障がある場合を除いて、道路から5メートル以上後退するように努めること。</li> <li>② 建築物の周囲は、積雪期の堆雪、積雪期以外の緑化などを考慮してゆとりある空間を設けること。</li> <li>③ 敷地内に樹木や河川、水辺等がある場合は、これらを生かせる配置とすること。</li> <li>④ 電柱、鉄塔類はできるだけ目立たない位置に設置すること。</li> </ul>
	規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 周囲の基調となるまち並みから著しく突出した印象を与えない規模、建築物等と敷地の釣り合い、高さとすること。</li> <li>② 建築物の高さは低層<sup>※1</sup>を基本とし、周辺の自然、田園風景との調和に努めること。</li> </ul>
	意匠・形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 背景となる山並みのスカイライン、周囲の建築物等の形態との調和に努めること。店舗イメージを示す意匠（色彩）がある場合は、1階の桁付近に揃えること。</li> <li>② 屋根の形状は出来る限りこぎ配屋根にするように努めること。陸屋根とする場合は、パラペット<sup>※2</sup>部に高質なデザインを施すこと。</li> <li>③ 規模が大きい建築物は、大規模な平滑面が生じないよう、壁面の陰影等の処理、屋根、開口部等の意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し、周囲との調和を図ること。</li> <li>④ 屋上の設備は外部から見えにくいよう、壁面やルーバーで覆う等の工夫をすること。</li> <li>⑤ 屋外階段、ベランダ、パイプ類等の付帯設備や付帯の広告物等は、煩雑な印象を与えないよう、デザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。</li> <li>⑥ 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。</li> </ul>
	材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 周辺の風景と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。</li> <li>② 反射光のある素材を極力用いないように努めること。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 外壁などの基調色は、けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色調とすること。</li> <li>② 屋根の色は青色系を避け、できるだけ茶色系（落ち着いた赤）、黒色・灰色系とすること。</li> <li>③ 多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。</li> <li>④ 店舗の照明は、温かみのある光源を用い、店舗内や店先の演出に努めること。</li> <li>⑤ 光源で動きのあるものは、原則として避けること。</li> </ul>
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 敷地内に優れた樹木等がある場合は、可能な限り保存若しくは移植し、修景に生かすこと。</li> <li>② 沿道にうるおいを与えるため、接道部を出来る限り高木等で緑化すること。敷地の周囲は、積雪、堆雪等の状況を考慮した上でできるだけ緑化すること。</li> <li>③ 駐車場、自転車置き場等を設ける場合は、道路から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。</li> <li>④ 緑化に使用する樹種は、地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。</li> <li>⑤ 河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の風景に配慮すること。</li> <li>⑥ 敷地境界に遮へい物を設ける場合は自然素材を用いる等、周辺の風景と調和するよう配慮すること。</li> </ul>

※1 低層とは、1～3階（高床式住宅を含む）程度の高さを表す。

※2 パラペットとは、建物の屋上やバルコニーなどの周囲に壁を立ち上げる形でつくられるもの。

## 工 田園地域

### ■地域区分の概要

- ◆ 平坦な地形を反映した広がりのある田園風景を構成する地域（用途地域外）

### ■地域の特性

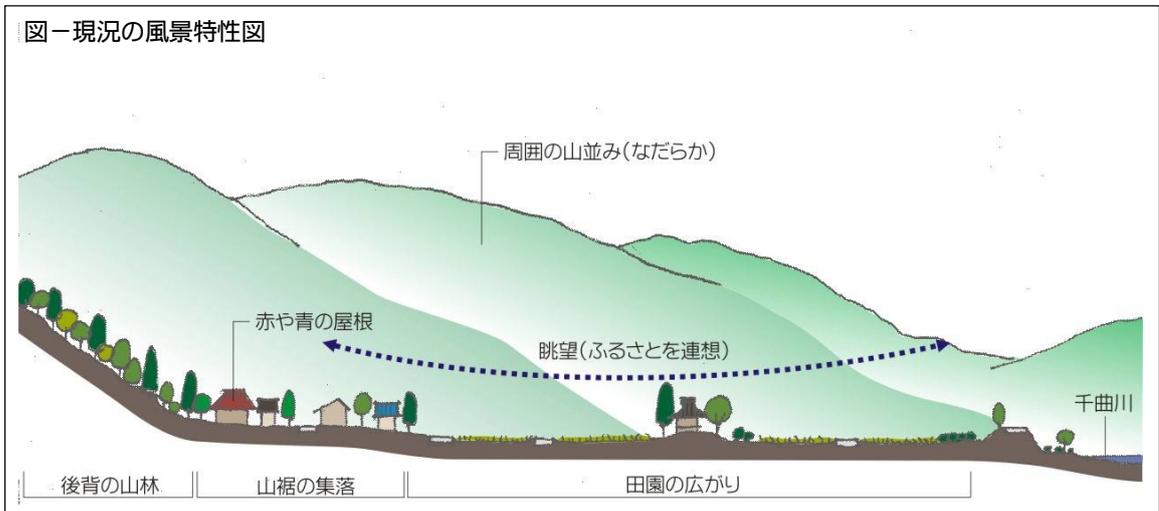
- ◆ 柳原から太田、常盤、木島、秋津地区などに広がる農地が集落と一体となり自然と調和した風景を構成している。
- ◆ 集落は、道沿いに民家が列状・塊状に分布し、地域の風土に調和したまとまりある居住地の風景が形成されている。
- ◆ 近年は耕作放棄地も見られ、空き家や放置された倒壊家屋なども見受けられる。



### ■主な風景資源

風景の骨格要素	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 後背となる斜面緑地（長峰丘陵地）</li> <li>・ うるおいを感じさせる千曲川、皿川、広井川等</li> <li>・ 圃場整備された広い農地</li> </ul>
風景資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寺町の寺社、石碑、巨木</li> <li>・ 圃場整備された広い農地</li> <li>・ 伝統的な家屋（茅葺型屋根）</li> <li>・ 桜づつみ、フラワーロード</li> <li>・ 優れた眺望風景（田園風景）</li> </ul>
地域の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 畔道等の草刈り</li> <li>・ 花と緑の取り組み</li> </ul>

図－現況の風景特性図



## ■風景づくりの問題点と方向性

行為	問題点（こうなってほしくない）	風景づくりの方向性（どうしたらよいか）
建築物・工作物	<b>配置・規模</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>田園地域では、突出した印象を与える建築物や工作物があると、良好な眺望風景を損ねてしまう恐れがある。（特に千曲川堤防沿いや後背の山林との間など）</li> <li>主な道沿いでは、除雪の理由から車庫等が接道部に配置され、緑が少なくうおいに欠ける沿道風景となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模の大きい建築物は、周囲の風景に違和感を与える突出した印象とならないような配置と工夫をする。</li> <li>よりうるおいある沿道風景とするため、前面のゆとりある空間には、より積極的な緑化を図るようにする。</li> </ul>
	<b>意匠・形態・材料</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>高床式と呼ばれるコンクリート基礎部をかさ上げした様式、新建材の発達により多種多様な意匠や材料の建築物が現れ、結果的にまとまりが希薄なまち並みになっていくことが懸念される。</li> <li>屋根は、個々の敷地状況に応じて屋根方向や形態を決めている場合が多く、まとまりに欠けた家並みとなることが懸念される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高床式にした建築物のコンクリートのむき出し部は、外壁仕上げの工夫や緑化などで周囲の風景と調和を図るようにする。</li> <li>屋根の向きや勾配は、後背の山並みや伝統的な建築物にできるだけ揃えるようにする。 （飯山の風土と風景に調和する建築物のモデルイメージをつくる。）</li> </ul>
	<b>色彩</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>新築や建て替え、屋根の塗り替えをする際、色彩は個人の好みで選定され、周囲の田園風景との調和やまとまりに欠けることが懸念される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物や工作物の色彩は、周囲の山並みや緑に調和するものとする。</li> <li>屋根の色は少なくとも青色系を避け、周囲の風景に調和した色彩とする。（参考で色彩・配色を提示する。難しい案件についてはアドバイザー制度等を活用する。）</li> </ul>
	<b>緑化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>後背となる斜面緑地や、周辺の田畑に植えられた樹木等により、緑豊かな集落に見えるが、道沿いは雪処理などの事情で緑が少ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>少なくとも接道部に、積極的な緑化を促す。（雪処理に影響の少ない花や緑の樹種や配置を提案する。）</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>耕作放棄地が増え、荒廃した田園風景が懸念される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業政策の総合的な取り組みが必要である。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>空き家が増え、閑散とした集落の風景が懸念される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>移住者等への民家提供等の再利用や活用の取り組みを推進する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>花づくりなどの活動が途絶えてしまう恐れがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>花づくりの技術指導や補助など地域活動の更なる支援をする。</li> </ul>

## ■風景づくりの基準

行為の種類		基準
建築物・工作物の新築・増築・改築・移転又は外観の変更	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 接道部に緑化が図れるよう、前面にゆとりある空間を設けること。</li> <li>② 建築物の周囲は、屋根の方向と積雪期の堆雪、積雪期以外の緑化などを考慮してゆとりある空間を設けること。</li> <li>③ 敷地内に樹木や河川、水辺等がある場合は、これらを生かせる配置とすること。</li> <li>④ 広がる田園風景を通して山並みや千曲川などの良好な眺望が得られる場所では、その眺望を出来る限り阻害しない配置とすること。</li> <li>⑤ 電柱、鉄塔類はできるだけ目立たない位置に設置すること。また、団地開発等ではできるだけ電線の地中化や電柱類を道路側に設置しないようにすること。</li> </ul>
	規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 周辺の田園風景から著しく突出した印象を与えない規模、建築物等と敷地の釣り合い、高さとすること。特に千曲川沿いや山林沿いは留意すること。</li> <li>② 建築物の高さは低層<sup>※1</sup>を基本とし、周囲の田園風景に配慮すること。中層<sup>※2</sup>とする場合は圧迫感を生じさせないように努めること。</li> </ul>
	意匠・形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域の伝統的な形態・意匠等の活用にてできるだけ努め、周囲の田園風景との調和に努めること。</li> <li>② 屋根の形状はこ配屋根で適度な軒の出を有するものとし、こ配は背景の山並みや周辺の建築物等との調和に努めること。</li> <li>③ 規模が大きい建築物は、大規模な平滑面が生じないよう、壁面の陰影等の処理、屋根、開口部等の意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し、周囲との調和を図ること。</li> <li>④ 屋上の設備は外部から見えにくいよう、壁面やルーバーで覆う等の工夫をすること。</li> <li>⑤ 屋外階段、ベランダ、パイプ類等の付帯設備や付帯の広告物等は、煩雑な印象を与えないよう、デザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。</li> <li>⑥ 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。</li> </ul>
	材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 周辺の風景と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。また、できるだけ木が見えるような素材使いに努めること。</li> <li>② 反射光のある素材を極力用いないように努めること。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 外壁などの基調色は、けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色調とすること。</li> <li>② 屋根の色は青色系を避け、できるだけ茶色系（落ち着いた赤）、黒色・灰色系とすること。</li> <li>③ 使用する色数はできるだけ少なくするよう努めること。</li> <li>④ 照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意し、過度なものとならないように留意すること。</li> <li>⑤ 光源で動きのあるものは、原則として避けること。</li> </ul>
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 敷地内に優れた樹木等がある場合は、可能な限り保存若しくは移植し、修景に生かすこと。</li> <li>② 沿道にうるおいを与えるため、接道部をできるだけ緑化すること。建築物の周囲は、積雪、堆雪等の状況を考慮した上でできるだけ緑化すること。</li> <li>③ 駐車場、自転車置き場等を設ける場合は、道路から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。</li> <li>④ 緑化に使用する樹種は、周辺の樹林や緑地と調和した地域の風土にあったものとするように努めること。</li> <li>⑤ 河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の風景に配慮すること。</li> </ul>

※1 低層とは1～3階（高床式住宅を含む）程度の高さを表す。

※2 中層とは4～5階程度の高さを表す。

## オ 山麓田園地域

### ■地域区分の概要

- ◆ 丘陵地又は扇状地の緩やかな傾斜地に、棚田を含む農地の広がり集落が一体となり、歴史的資源を有し、更に、田園風景を通して山並みや千曲川などの良好な眺望が得られる優れた地域

### ■地域の特性

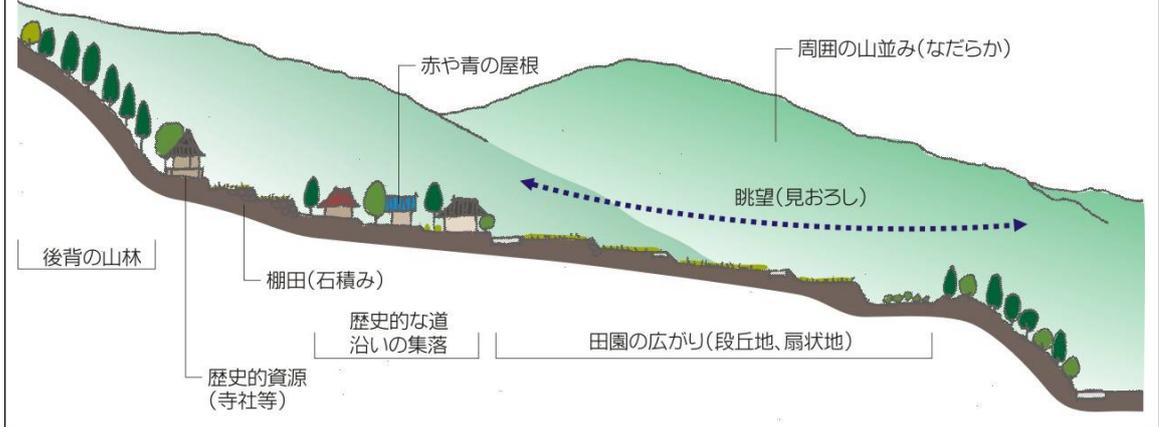
- ◆ 岡山地区の温井や柄山などの丘陵地に広がる広い農地と集落は、鍋倉山を代表とする山並みに囲まれながらも視界が広がる風景を構成している。冬の豪雪地帯としての風景を含め、飯山市の固有の風景である。
- ◆ 同様に、瑞穂の小菅、福島は扇状地に広がる農地と集落の風景は、周囲の自然や歴史的資源を含めて、飯山市の固有の風景を構成している。
- ◆ 近年は耕作放棄地も見られ、空き家や放置された倒壊家屋なども見受けられる。



### ■主な風景資源

風景の骨格要素	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広がりのある農地</li> <li>・ 後背の山並み（鍋倉山、万仏山）</li> </ul>
風景資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 石仏、史跡、寺社（参道）</li> <li>・ 市街地を見下ろす眺望</li> <li>・ 棚田（石積み）</li> <li>・ 大イチョウ、大ケヤキ</li> <li>・ 伝統的な農村建築物</li> <li>・ 橋からの眺望</li> </ul>
地域の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 畔道等の草刈り</li> <li>・ 景観形成住民協定</li> </ul>

図一 現況の風景特性図



## ■風景づくりの問題点と方向性

行為	問題点 (こうなってほしくない)	風景づくりの方向性 (どうしたらよいか)
建築物・工作物	<b>配置・規模</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>寺社等へ続く道沿いに集落を形成している小菅や福島では、土蔵などが道路際に建てられている。建替えや解体が進むと、固有の家並みが失われる恐れがある。</li> <li>空き家、廃屋がますます増え、荒廃した印象を与える集落の風景となることが懸念される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>参道へと続く沿道については、家並みの連続性を考慮した配置とする。</li> <li>推進地区、文化的景観地区等への指定（集落全体を保存できるような検討）を検討する。</li> </ul>
	<b>意匠・形態・材料</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>茅葺屋根に金属板を葺いた伝統的な建築意匠・形態（中門造り）の民家や、置き屋根式の土蔵造りも多く残る。しかしながら、近年は手入れが行き届かないものや、安易に補修されるために、集落の風景との調和に欠けたものが増えることが懸念される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根の形態は、伝統的な建築物にできるだけ揃えるようにする。</li> <li>周囲の風景と調和し、伝統的な意匠や形態を取り入れたデザインをつくる。</li> </ul>
	<b>色彩</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>新築や建て替え、屋根の塗り替えをする際、色彩は個人の好みで選定され、周囲の田園風景との調和やまとまりに欠けることが懸念される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物や工作物の色彩は、周囲の山並みや緑に調和するものとする。</li> <li>屋根の色は少なくとも青色系を避け、周囲の風景に調和した色彩とする。（参考で色彩・配色を提示する。難しい案件についてはアドバイザー制度等を活用する。）</li> </ul>
	<b>緑化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>後背となる斜面緑地や、周囲の田畑に植えられた樹木等により、緑豊かな集落に見える。意識的に生垣を設けている例は少ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>少なくとも接道部に、積極的な緑化を促す。（雪処理に影響の少ない花や緑の樹種や配置を提案する。）</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>空き家が増え、閑散とした集落の風景が懸念される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>移住者等への民家提供等の再利用や活用の取り組みを推進する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的資源が活かされていない。棚田の耕作放棄が増えている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的資源や棚田を保存する市民活動（ボランティア）を推進する。</li> </ul>

## ■風景づくりの基準

行為の種類	基準	
建築物・工作物の新築・増築・改築・移転又は外観の変更	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 参道などへ続く沿道については、家並みの連続性を考慮した配置を考えること。その他は、接道部に緑化が図れるよう、前面にゆとりある空間を設けること。</li> <li>② 建築物の周囲は、屋根の方向と積雪期の堆雪、積雪期以外の緑化などを考慮してゆとりある空間を設けること。</li> <li>③ 敷地内に樹木や河川、水辺等がある場合は、これらを生かせる配置とすること。</li> <li>④ 田園や背景となる山並みへの眺望を極力阻害しない配置とすること。特に眺望の対象となるりょう線や斜面上部への配置はできるだけ避けること。</li> <li>⑤ 電柱、鉄塔類はできるだけ目立たない位置に設置すること。</li> </ul>
	規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 周辺の山麓田園の風景から著しく突出した印象を与えない規模、建築物等と敷地の釣り合い、高さとすること。</li> <li>② 建築物の高さは低層※1を基本とし、周囲の山麓田園の風景に配慮すること。</li> </ul>
	意匠・形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域の伝統的な形態・意匠等の活用にできるだけ努め、周囲の山麓田園の風景との調和に努めること。</li> <li>② 屋根の形状はこう配屋根で適度な軒の出を有するものとし、こう配は背景の山並みや周辺の建築物等との調和に努めること。</li> <li>③ 規模が大きい建築物は、大規模な平滑面が生じないよう、壁面の陰影等の処理、屋根、開口部等の意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し、周囲との調和を図ること。</li> <li>④ 屋上の設備は外部から見えにくいよう、壁面やルーバーで覆う等の工夫をすること。</li> <li>⑤ 屋外階段、ベランダ、パイプ類等の付帯設備や付帯の広告物等は、煩雑な印象を与えないよう、デザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。</li> </ul>
	材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 周辺の風景と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。また、できるだけ木がみえるような素材使いに努めること。</li> <li>② 反射光のある素材を極力用いないように努めること。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 外壁などの基調色は、けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色調とすること。</li> <li>② 屋根の色は青色系を避け、できるだけ茶色系（落ち着いた赤）、黒色・灰色系とすること。</li> <li>③ 使用する色数はできるだけ少なくするよう努めること。</li> <li>④ 照明を行う場合は、設置場所周囲の環境に留意し、過度なものとならないように留意すること。</li> <li>⑤ 光源で動きのあるものは、原則として避けること。</li> </ul>
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 敷地内に優れた樹木等がある場合は、可能な限り保存若しくは移植し、修景に生かすこと。</li> <li>② 建築物等の周囲は積雪、堆雪等の状況を考慮した上でできるだけ緑化し、圧迫感・威圧感の軽減に努めること。</li> <li>③ 駐車場、自転車置き場等を設ける場合は、道路から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。</li> <li>④ 緑化に使用する樹種は、周辺の樹林や緑地と調和した地域の風土にあったものとするように努めること。</li> <li>⑤ 河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の風景に配慮すること。</li> </ul>

※1 低層とは、1～3階（高床式住宅を含む）程度の高さを表す。

## カ 山地・高原地域

### ■地域区分の概要

- ◆ 山麓田園地域とは異なり、樹林等の自然と山間に囲まれた集落で、斑尾高原や戸狩温泉スキー場などの観光リゾートを含む地域

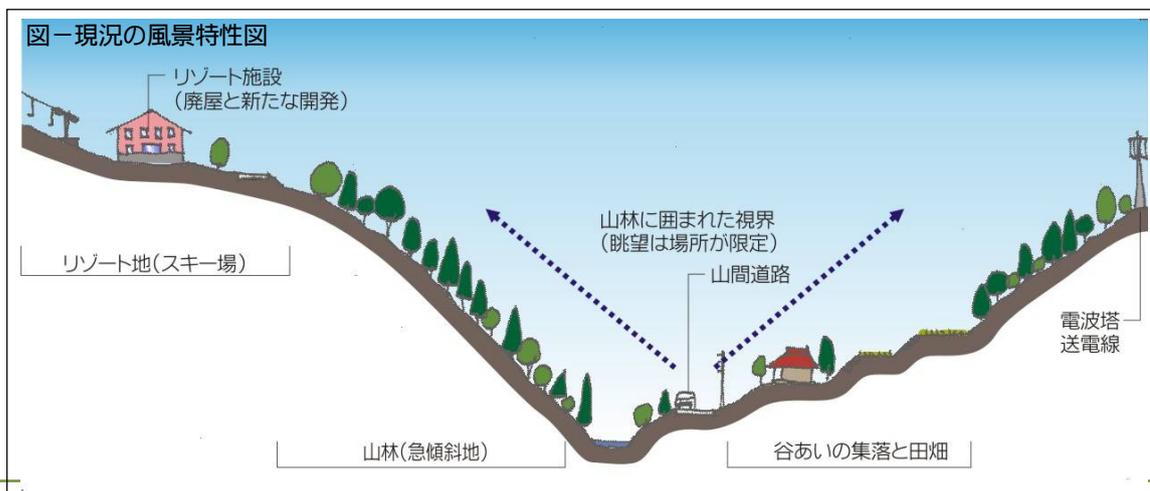
### ■地域の特性

- ◆ 他の地域より標高が高く、比較的急傾斜地にある樹林などの自然性が高く、富倉地区などの山あいの集落、及び斑尾高原スキー場を中心としたリゾート地が存在している。
- ◆ 山あいにある集落は、伝統的な民家や歴史的資源のある風景を有している。しかしながら、近年は耕作放棄地も見られ、空き家や放置された倒壊家屋なども多く見受けられる。
- ◆ スキー場などのリゾート地は、活況な時期につくられた欧米風なペンションやホテルなどの建築物が多く存在する。しかしながら、近年のスキー人口の減少を反映して、空き家、空き店舗が増え、観光及びまち並みとしてもマイナスのイメージとなっている。



### ■主な景観資源

風景の骨格要素	・飯山市を囲む山並み
風景資源	・寺社 ・北竜湖、その他湖沼 ・スキー場 ・伝統的な民家建築物
地域の取り組み	・山林の間伐、下草刈り



## ■風景づくりの問題点と方向性

行為	問題点（こうなってほしくない）	風景づくりの方向性（どうしたらよいか）
建築物・工作物	<p>配置・規模</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>斑尾では、比較的広い敷地に宿泊施設が配置されている。リゾート地として新たな展開により風景が変わる可能性がある。</li> <li>大川や富倉などでは、伝統的な民家が残り家並みなど固有の風景を有しているが、空き家、廃屋が益々増え、荒廃した印象を与える集落の風景となることが懸念される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>宿泊施設などの規模の大きい建築物は、周囲の風景に違和感を与える突出した印象とならないような配置と工夫をする。</li> <li>集落全体を保存できるような指定を検討する。</li> </ul>
	<p>意匠・形態・材料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>斑尾では、欧米のリゾート地をイメージした意匠・形態の建築物が多い。新築や建て替えの場合には、更に多様な意匠の建築物が現れることが懸念される。</li> <li>大川や富倉などでは、茅葺屋根に金属板を葺いた伝統的な建築意匠・形態（中門造り）の民家や、置き屋根式の土蔵造りも多く残る。しかしながら、近年は手入れが行き届かないものや、安易に補修されているため、集落の風景との調和に欠けたものが増えることが懸念される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>宿泊施設の建築物は、豊かな自然環境を生かし、森に囲まれた安らぎを感じさせる意匠・形態・材料を用いる。</li> <li>集落の建築物は、周囲の風景との調和を考慮し、伝統的な意匠や形態を取り入れたデザインをつくる。</li> </ul>
	<p>色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新築や建て替え、屋根の塗り替えをする際、色彩は個人の好みで選定され、周囲の田園風景との調和やまとまりに欠けることが懸念される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物や工作物の色彩は、周囲の山並みや緑に調和するものとする。</li> <li>屋根の色は少なくとも青色系を避け、周囲の風景に調和した色彩とする。（参考で色彩・配色を提示する。難しい案件についてはアドバイザー制度を活用する。）</li> </ul>
	<p>緑化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>周囲に樹林地が多いため、緑が豊かに見える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>斑尾などのリゾート地では、花や緑を積極的に植えたイメージアップを促す。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>空き家が増え、閑散とした集落の風景が懸念される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>移住者等への民家提供等の再利用や活用の取り組みを推進する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>空き家が放置されたままになり、風景だけでなく安全上の問題も懸念される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>空き家条例の活用、廃屋の撤去義務の検討を進める。</li> </ul>

## ■風景づくりの基準

行為の種類	基準
建築物・工作物の新築・増築・改築・移転又は外観の変更	<b>配置</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 道路からできるだけ後退し、良好な空間の確保に努めること。大規模行為にあっては既存樹林を残置できるように道路から10メートル以上後退するように努めること。</li> <li>② 建築物の周囲は、積雪期の堆雪、積雪期以外の緑化などを考慮してゆとりある空間を設けること。</li> <li>③ 敷地内に樹木や河川、水辺等がある場合は、これらを生かせる配置とすること。</li> <li>④ 地形の高低差がある場合はそれを生かして周辺の山地・高原の風景と調和するような配置とし、りょう線や斜面上部への配置はできるだけ避けること。</li> <li>⑤ 電柱、鉄塔類は樹林内等のできるだけ目立たない位置に設置すること。</li> </ul>
	<b>規模</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 周囲の基調となる樹林やりょう線から著しく突出した印象を与えない規模、建築物等と敷地の釣り合い、高さとする事。</li> <li>② 建築物の高さは低層<sup>※1</sup>を基本とし、中層<sup>※2</sup>とする場合は、周辺の樹林の高さ以内となるように努めること。</li> </ul>
	<b>意匠・形態</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 一般住宅は、地域の伝統的な形態・意匠等の活用にてできるだけ努め、周囲の山地・高原の風景との調和に努めること。</li> <li>② 宿泊施設等の建築物は、豊かな自然に囲まれた安らぎを感じさせる意匠・形態に努めること。</li> <li>③ 屋根の形状はこう配屋根で適度な軒の出を有するものとし、こう配は背景のスカイラインや周辺の建築物等との調和に努めること。</li> <li>④ 規模が大きい建築物は、大規模な平滑面が生じないように、壁面の陰影等の処理、屋根、開口部等の意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し、周囲との調和を図ること。</li> <li>⑤ 屋上の設備は外部から見えにくいよう、壁面やルーバーで覆う等の工夫をすること。</li> <li>⑥ 屋外階段、ベランダ、パイプ類等の付帯設備や付帯の広告物等は、煩雑な印象を与えないよう、デザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。</li> </ul>
	<b>材料</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 周囲の風景と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。また、できるだけ木がみえるような素材使用に努めること。</li> <li>② 反射光のある素材を極力用いないように努めること。</li> </ul>
	<b>色彩</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 外壁などの基調色は、けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色調とすること。</li> <li>② 屋根の色は青色系を避け、できるだけ茶色系（落ち着いた赤）、黒色・灰色系とすること。</li> <li>③ 使用する色数はできるだけ少なくするよう努めること。</li> <li>④ 照明を行う場合は、安全性の確保等に必要最小限度にとどめ、かつ設置場所の自然環境や周辺環境に留意すること。</li> <li>⑤ 光源で動きのあるものは、原則として避けること。</li> </ul>
<b>緑化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 敷地内に優れた樹木等がある場合は、可能な限り保存若しくは移植し、修景に生かすこと。</li> <li>② 建築物等の周囲は積雪、堆雪等の状況を考慮した上でできるだけ緑化し、圧迫感・威圧感の軽減に努めること。</li> <li>③ 駐車場、自転車置き場等を設ける場合は、道路から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。</li> <li>④ 緑化に使用する樹種は、周辺の樹林等の風景と調和させるとともに、周辺に自生する樹種の活用にも努めること。</li> <li>⑤ 河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の風景に配慮すること。</li> <li>⑥ 敷地境界には塀等の遮へい物はできるだけ設けないこと。やむを得ず設ける場合は、生垣とするように努めること。</li> </ul>	

※1 低層とは、1～3階（高床式住宅を含む）程度の高さを表す。

※2 中層とは、4～5階程度の高さを表す。



## V 風景づくり推進地区



---

# 1. 風景づくり推進地区の位置づけ

## (1) 風景づくり推進地区の位置づけ

飯山市は、北陸新幹線飯山駅による交通拠点を含む都市機能が集積した中心市街地、寺町や飯山城に代表される歴史的まち並み、広い農地と集落が作りだす田園風景など地域固有の風景を有する地区が存在します。良好な風景づくりを推進するためには、これらの地区の個性を生かし、魅力を更に高めていく必要があります。

そこで、本計画では、景観計画区域のうち、飯山市の風景の代表選手的な役割を担い、風景づくりの施策をより重点的に展開する地区として「風景づくり推進地区」を定めます。この風景づくり推進地区は、地区住民等の合意形成に基づき、独自の風景づくりの目標や方針、基準などを定め、特徴のある風景資源や個性を活かした風景づくりに取り組みます。

## (2) 風景づくり推進地区の指定の考え方

風景づくり推進地区は、「飯山市の歴史的資源が集積する地区」、「良好な市街地環境を有する地区」、「拠点となる地区」、「新たに市街地を形成する地区（土地区画整理事業等）」などにおいて指定を検討します。

### ■風景づくり推進地区の条件

- 歴史的特徴のある風景を有する地区
- 自然と人々の営みとが調和した風景を有する地区
- 眺望など優れた風景を有する地区
- 河川、道路に沿って特徴ある風景を有する地区
- その他、風景づくりの上で必要と認める地区

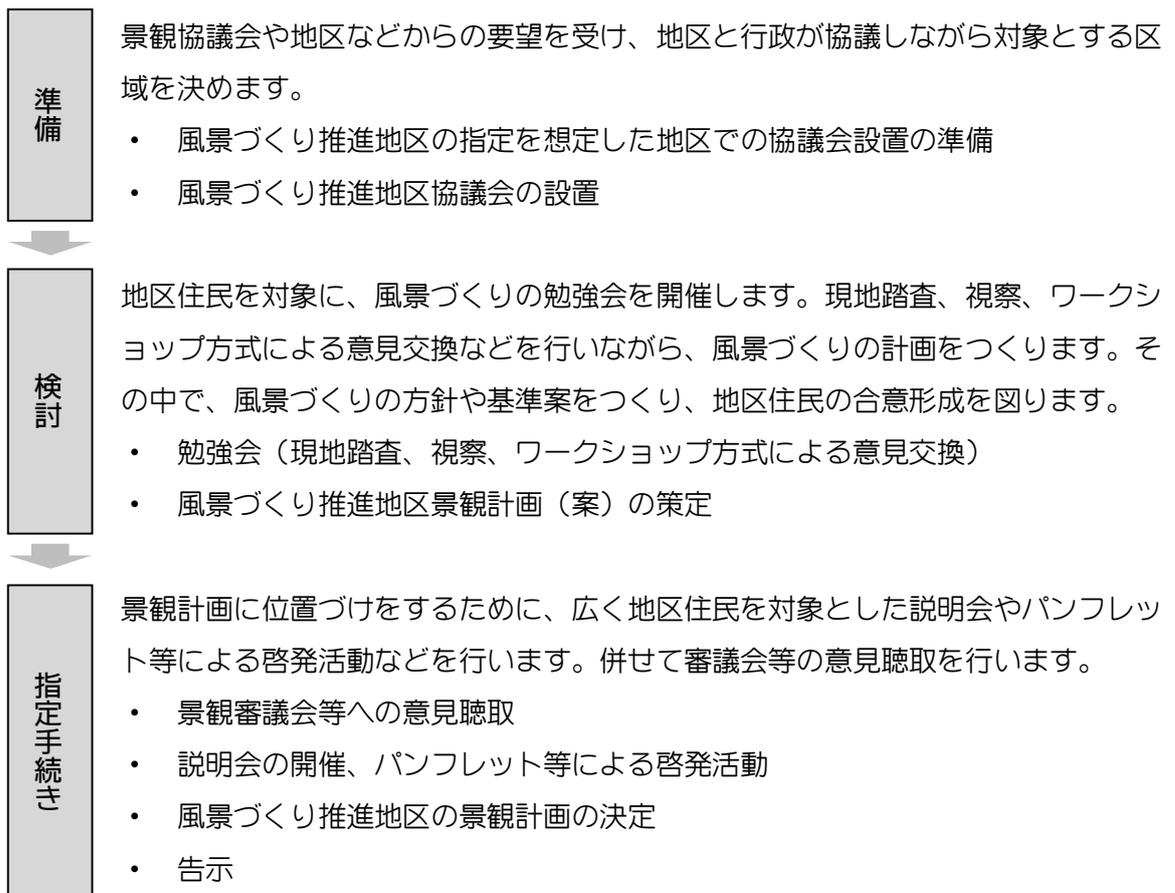
## (3) 風景づくり推進地区で定める内容

風景づくり推進地区では、地区住民の合意により次の事項に関する内容を定めます。

- |                                                                                                                                                                                                            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>• 風景づくり推進地区の名称</li><li>• 対象区域及び面積</li><li>• 良好な風景づくりに関する方針</li><li>• 風景づくりの基準（行為の制限：建築物の配置・規模、意匠・形態・材料、その他）</li><li>• その他必要な事項（屋外広告物の掲出、風景資源の管理に関する事項、その他）</li></ul> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

#### (4) 風景づくり推進地区の指定の方法

風景づくり推進地区の指定については、下記の示す手順を基本に進めます。手続きについては、指定を想定した地区で協議会を設置し、風景づくりの計画づくりを地区住民の合意形成を図りながら進めます。決定に際しては、景観審議会等の意見聴取を経て本計画に位置付けます。



## 2. 風景づくり推進地区の候補地

風景づくり推進地区の指定に関する考え方を踏まえ、風景づくり推進地区の候補地として下記に掲げます。

### (1) 愛宕寺町地区

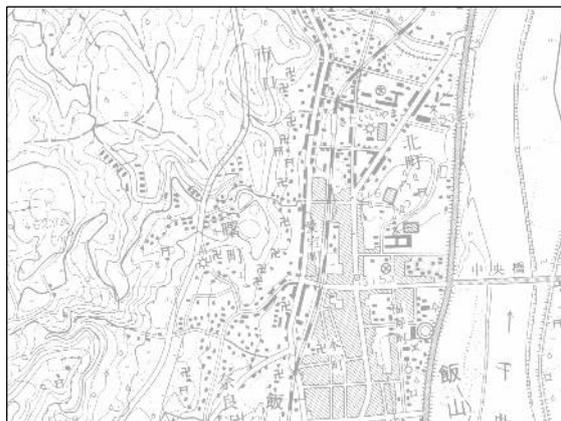
歴史的な寺町とともに仏壇街としてまち並みを形成している地区

#### ■主な風景資源

- ◆ 寺院の集積
- ◆ 寺巡り遊歩道
- ◆ 愛宕町仏壇街（雁木通り）

#### ■問題点、課題

- ◆ 仏壇街と寺院集積地との融合



### (2) 小菅地区

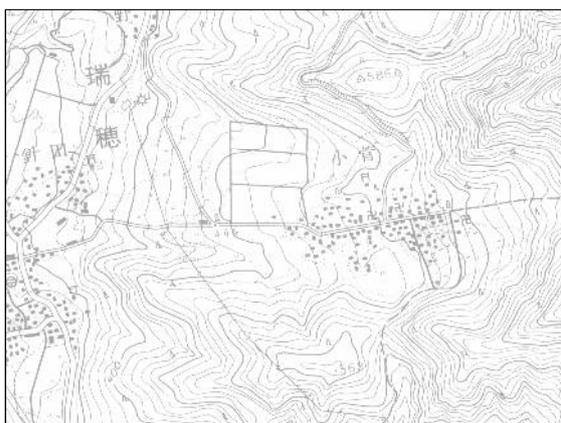
小菅神社へ至る沿道を中心に歴史的な雰囲気を残す集落が形成されるとともに、眺望など優れた風景を有する地区

#### ■主な風景資源

- ◆ 小菅神社等の寺社建築物
- ◆ 参道（杉並木）
- ◆ 沿道の伝統的な民家、土蔵
- ◆ 千曲川方面への眺望

#### ■問題点、課題

- ◆ 空き家、耕作放棄地（荒廃農地）
- ◆ 地区住民の高齢化



### (3) 福島地区

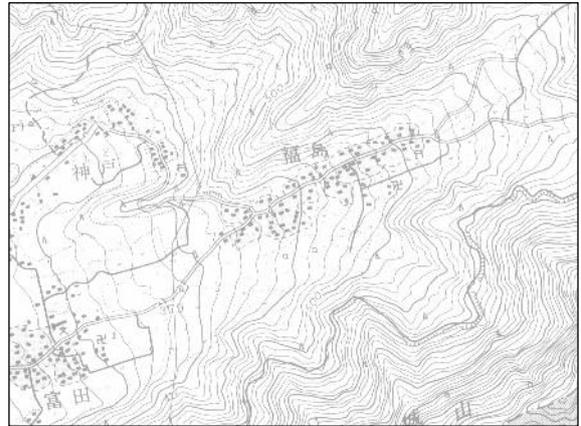
福島神社へ至る沿道を中心に、歴史的な雰囲気を残す集落が形成されるとともに、眺望など優れた風景を有する地区

#### ■主な風景資源

- ◆ 寺社建築物、石仏
- ◆ 沿道の伝統的な民家、土蔵
- ◆ 石積みの棚田
- ◆ 千曲川方面の眺望

#### ■問題点、課題

- ◆ 空き家、耕作放棄地（荒廃農地）
- ◆ 地区住民の高齢化



## VI 風景資源の保全・活用方策



---

# 1. 風景資源の考え方

飯山市の個性豊かで魅力的な風景づくりを進めるためには、地域の歴史や伝統、文化に基づいた地域のシンボルとなる資源を保全、活用する取り組みが必要になります。また、風景の骨格を形成する道路や河川、公園などの公共施設は、風景づくりを先導する重要な役割を担います。これらを風景資源として位置付けるとともに、その保全、活用を図ります。

## (1) 景観計画に位置付ける風景資源

- ◆ 眺望風景（眺望点）
- ◆ 景観重要建造物（建築物や工作物）
- ◆ 景観重要樹木
- ◆ 景観重要公共施設（道路、公園等）

## (2) 風景資源の指定の方法

風景資源の選定、指定については、市民からの声を踏まえ、景観協議会等と連携して保全や活用について検討し、管理等に関する事項を含め条例等で定めていくことが必要です。また、景観計画には景観審議会等の意見聴取を経て位置付けます。

# 2. 眺望風景の保全・活用

飯山市は、千曲川や広がりのある農地とまとまった集落、鍋倉山や高社山など山並み、変化に富んだ地形の組み合わせにより優れた眺望を楽しむ場所が多くあります。飯山らしさを感じる眺望風景の多くは、山並みと山裾斜面の緑が背景となり、その前に田園などの広がりがあります。広がりの中には、奥へのつながりを感じる千曲川や、目印や方向を感じさせる橋や集落の家並みがあり、眺望風景を構成しています。観光への活用を視野に入れた優れた眺望風景が得られる場所を選定し、眺望風景を構成している風景の骨格要素を保全します。

## (1) 眺望風景（眺望点）指定の考え方

地域の風景づくりを行う上で保全、活用する価値があり、市民に親しまれている眺望点を対象に、次に示す項目に該当するものを指定します。

- ◆ 周囲の山並みや千曲川をはじめとする飯山市固有の風景を眺望できるもの。
- ◆ 道路や公園、公共的な場所から多数の市民が訪れて眺めることができるもの。

## (2) 眺望風景（眺望点）の保全・活用の考え方

優れた眺望風景が得られる場所を選定し、その眺望点を重要な風景資源として指定します。必要に応じて保全や活用、管理に関する方針や、視点に映る建築物や工作物の配慮事項などを検討します。この方針等を景観計画に反映させ、視点場の整備や案内板の設置など観光事業等への活用を検討します。

## (3) 眺望風景（眺望点）の候補地

上記の指定に関する考え方を踏まえ、眺望風景の候補例として下記に掲げます。

### ■眺望風景候補例

- 眺望風景1：国道117号道の駅



山並みと緑に囲まれた田園の広がり、シンボリックな高社山

- 眺望風景2：菜の花公園



田園の広がりとお行きを感じる千曲川の流れ



菜の花畑の広がり、豊かな水辺と目印となる大関橋

- 眺望風景3：豊田北条付近



田園の広がりや集落の家並み、背景の山並みや丘陵地の緑

- 眺望風景：その他（福島、静間バイパス、国道117号柏尾付近、泉台小学校付近）

---

## 3. 景観重要建造物及び景観重要樹木の保全・活用

(景観法第8条第2項第3号関係)

### (1) 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の考え方

景観重要建造物及び景観重要樹木の景観資源は、次に掲げる方針に基づき指定を行います。

#### ■景観重要建造物の指定の方針

地域の風景づくりにおいて保全、活用する価値があり、市民に親しまれている建造物を対象に、道路や公園、公共的な場所から多数の市民が見ることができ、次に示す項目に該当するものを所有者の同意を得て指定します。

- ◆ 地域の風土や歴史、文化を伝える特徴を有しているもの。
- ◆ 建造物の意匠や形態が優れ、地域のシンボリックな存在であるもの。
- ◆ まち角やアイストップに位置し地域の風景づくりを取り組む上で重要な位置にあるもの。

#### ■景観重要樹木の指定の方針

地域の風景づくりにおいて保全、活用する価値があり、市民に親しまれている樹木を対象に、道路や公園、公共的な場所から多数の市民が見ることができ、次に示す項目に該当するものを所有者の同意を得て指定します。

- ◆ 樹木の姿（高さや形）が優れ、地域のシンボリックな存在であるもの。
- ◆ まち角やアイストップに位置し地域の風景づくりを取り組む上で重要な位置にあるもの。

### (2) 景観重要建造物及び景観重要樹木の保全・活用の考え方

景観重要建造物及び景観重要樹木は、所有者の同意等を得て景観資源として指定します。必要に応じて保全や活用、管理に関する方策を検討し景観計画に反映させます。

特に、景観重要建造物及び景観重要樹木は、次世代に継承する財産として保全していくためには所有者だけの力では難しい場合があるため、「管理協定」等を締結し協働で保全に取り組んでいくことも必要です。

(適用除外について) 文化財保護法により、景観法よりも厳しい現状変更の規制が課せられる国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は天然記念物については、景観計画に基づく景観重要建造物や景観重要樹木として指定の実益がないことから適用除外になっています。(景観法第19条第3項及び第28条第3項)

ただし、県や市が県文化保護条例や市条例に基づき指定するものについては、景観重要建造物や景観重要樹木に指定することはできません。

---

## 4. 景観重要公共施設の指定・整備（景観法第8条第2項第4号関係）

### （1）景観重要公共施設の指定の考え方

道路、河川や公園などの公共施設などは、風景づくりを先導する重要な役割を担っています。したがって、公共施設の整備に際しては、地域の風景資源として優先的な配慮がなされ、風景づくりの促進や創造につながる整備に努めます。風景の骨格を形成し、特に風景づくりにつながることを期待される公共施設を、景観重要公共施設として指定を検討します。

### （2）景観重要公共施設の整備の考え方

飯山市の風景づくりにおいて、風景の骨格となる施設や風景づくり推進地区内の施設について、公共施設の管理者との協議により、必要に応じて景観重要公共施設として指定し、風景づくりのための施設整備に関する方針や施設占用許可基準など、地域の風景づくりに寄与する整備に関する事項を定めます。景観重要公共施設を整備する際には、この方針や基準に基づき、設計・施工を行います。

### （3）景観重要公共施設の候補

上記の指定に関する考え方を踏まえ、景観重要公共施設の候補例として下記に掲げます。

#### ■景観重要公共施設の候補例

- 飯山城周辺地域（飯山城址公園、学校等公共施設）
- 市営飯山シャンツェ
- 千曲川の橋梁

飯山市景観計画策定委員会 委員名簿 順不同

選出母体等	氏名	性別	備考
有識者（東京工業大学）	斎藤 潮	男	
有識者（信州大学）	井田 秀行	男	
飯山市景観形成推進協議会	千坂 経悦	男	
飯山市区長協議会	津久井 良治	男	
長野県建築士事務所協会 飯水支部	佐藤 克之	男	
長野県建築士会飯水支部	嶋津 正道	男	
飯山市建設業協会	藤巻 篤	男	
飯山市農業委員会	坪根登美子	女	
飯山商工会議所	伊東 博幸	男	
(社)みゆき野青年会議所	佐藤 大輔	男	
JA北信州みゆき	大口 真吾	男	
愛宕寺町つくろう会	滝沢 秀司	男	
太田 五荷景観形成住民協定	水野 庸子	女	
飯山市文化財保護審議会	吉越 眞一	男	
飯山まちづくりデザイン会議	丸山 彰壽	男	
信州いよいよま観光局	木村 宏	男	
北信地方事務所 建築課長	牧 宏友	男	25.3月まで 野口 英俊
飯山市副市長	月岡 壽男	男	
公募委員	柴田さほり	女	
公募委員	太田 和明	男	
公募委員	伊東ゆかり	女	
<b>事務局</b>			
建設水道部長	山室 茂孝		
まちづくり課長	松沢 孝		
まちづくり課長補佐兼計画係長	坪根富士夫		
まちづくり課 まち並整備係長	丸山 和幸		
まちづくり課 まち並整備係 副主幹	高橋 昇一		
まちづくり課 まち並整備係 主査	倉科 睦雄	24.11月まで	主査 渡邊 毅
まちづくり課 まち並整備係 主査	松永 匡史	25.4月から	
まちづくり課 まち並整備係 主査	鈴木 良太		
まちづくり課 まち並整備係 主査	篠原 秀和		

## 飯山市景観計画策定委員会 経過

期日	議事の概要
第1回 H24年 7月30日	<p>◆景観計画と飯山市の景観形成の取り組みについて</p> <p>(1) 委員会の目的、進め方について</p> <p>(2) 景観計画について</p> <p>(3) 飯山市の景観に関する誘導・規制策と景観計画の関係について</p> <p>(4) アンケートにみる飯山市の景観について</p>
第2回 H24年 8月28日	<p>◆飯山市の特徴的な景観と課題について</p> <p>(1) 飯山市の景観特性と課題について</p> <p>(2) 景観育成重点地域計画、沿道景観維持に関する指導要綱の課題について</p> <p>(3) 景観を保全したい地区について</p>
第3回 H24年 9月27日	<p>◆飯山市の景観について視察調査</p> <p>(1) 視察調査（保全したい地区、特徴的な景観、指導要綱等による誘導状況）</p>
第4回 H24年 11月2日	<p>◆景観計画の区域、地域区分について</p> <p>(1) 景観計画の区域及び地域区分について</p> <p>(2) 景観を重点的に保全すべき地区（重点地域）について</p> <p>(3) 景観上重要な眺望点、建築物、樹木、公共施設等について</p>
第5回 H24年 12月18日	<p>◆景観計画の重点地域、行為の制限（基準）について</p> <p>(1) 景観計画の重点地域（候補地）について</p> <p>(2) 地域区分別の行為の制限（基準）について</p> <p>(3) 景観資源の保全活用策について（眺望点、建築物、樹木、公共施設等）</p>
第6回 H25年 1月21日	<p>◆景観形成の基本方針、取組みについて</p> <p>(1) 景観形成の基本方針について</p> <p>(2) 景観形成の取組みについて</p> <p>(3) 景観計画の基本構成について</p>
第7回 H25年 2月21日	<p>◆景観計画の素案について1</p> <p>(1) 景観計画素案について</p>
第8回 H25年 3月15日	<p>◆景観計画の素案について2</p> <p>(1) 景観計画素案について（再確認）</p>
H25年 3月15日	<p>※飯山市景観計画（素案）を飯山市長へ中間報告</p>

H25年 4月15日～ 5月15日	※景観計画素案のパブリックコメント
第9回 H25年 6月20日	◆景観計画案について (1) パブリックコメントの結果について (2) 景観計画案について
H25年 6月20日	※飯山市景観計画（案）を飯山市長へ答申